

令和2年

第5回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会
<会議録>

徳之島愛ランド広域連合

第5回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会(名簿)

出席者:○徳之島愛ランド広域連合事務局(3名)

事務局長 保久 幸仁・指導主幹 佐平 勝秀・係長 西 修作

○徳之島愛ランドクリーンセンター(2名)

総括主任 間 藤剛・総括副主任 辰濱 大平

○徳之島三町環境行政主管担当課(8名)

徳之島町住民生活課長 新田 良二・星野 弘仁

天城町町民生活課長 森田 博二・牧園 博史

伊仙町きゅらまち観光課長 久保 修次・佐藤 光利・関 政樹・栄 琢磨

○施設整備基本構想策定検討委員(12名)

検討委員長 小原 幸三(学識経験者<元・鹿児島大学教授>)

副委員長 松山 善太郎(広域連合議会推薦)

委 員 徳禮 勝矢(環境専門員)・永井 照久(天城町区長推薦)

川上 光男(一廃収集業者推薦)・清 平二(広域連合議会推薦)

美山 保(伊仙町区長推薦)・富岡 頼常(一廃収集業者推薦)

大沢 章宏(広域連合議会推薦)・保岡 達郎(一廃収集業者推薦)

酒匂 源宝(設置地区周辺住民)・権田 和也(設置地区周辺住民)

○オブザーバー(6名)

(株)三水コンサルタント技術員(基本構想策定業務受託事業者)

井上 靖喜・森脇 潔

三菱日立パワーシステムズ・インダストリー(株)(現有設備整備メーカー)

鳥山 雄一・石井 修平・大村 栄治・藤原 由成

○欠席(1名)

山口 史(徳之島町区長推薦)

(※敬称略)

徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会（第5回）

日時：令和2年1月20日（月）午後1時30分～午後4時45分

場所：徳之島愛ランド広域連合2階会議室

参集範囲：施設整備基本構想策定検討委員13名（委員会条例に基づく）

徳之島愛ランド広域連合事務局職員・運転員（総括正・副主任）

徳之島三町環境行政主管課・（株）三水コンサルタント技術員

三菱日立パワーシステムズインダストリー（株）

<会次第>

- 1 開 会 保久 幸仁 広域連合事務局長（※全体進行）
- 2 開会のあいさつ 小原 幸三 検討委員会委員長
- 3 報 告
 - ①徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会中間報告における新設候補地の受け入れに関する天城町の回答について（令和元年12月16日付）
→事務局より報告
 - ②既存施設設置自治体（伊仙町）及び集落（西目手久集落）の近況報告について
→ごみ処理施設合意形成推進協議会会長・伊仙町きゅらまち観光課・美山区長より報告
- 4 協議（協議進行：小原 幸三 委員長）
 - 徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会答申（案）取り纏めに係わる説明及びスケジュールについて（承認案件）
→小原検討委員長より説明
 - 基本構想策定に係わる取り纏めについて（協議案件）
 - 次回検討委員会（最終回）開催日及び答申日の決定（承認案件）
→小原検討委員長より説明
- 5 閉 会 松山 善太郎 検討委員会副委員長

<開会 午後1時30分>

○事務局長(保久 幸仁)

皆さん、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

それでは、ただいまより第5回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会を始めたいと思います。

本日、徳之島町の山口委員が欠席する旨連絡を頂いておりますので、報告したいと思います。

それでは、まず開会の挨拶を小原幸三検討委員長、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

どうも、皆様お忙しいところ、お集まり頂きありがとうございます。

今日が第5回目の検討委員会になります。それで、あと残すところが少なくなってまいりました。

この5回目に当たって、今までのものをまとめた形でいろんな手を入れまして、報告書という形の案をちょっとまとめてあります。これをもとにして、答申という形になっていくわけですけど、これまで議論していく必要があったことを盛り込んであります。今日は実は、この中身がかなり多うございます。

それで、時間は3時間しかございませんので、ちょっと後でまた重点的にお話を進めてさせて頂く部分と、あと1回は必要ですので、その残すところと置いてあります。

今日、この懸案になっていることもかなり形が見えてまいりますので、今日はぜひ皆さんいろんな御意見を頂いて、最終答申の方にまとめていくという形に御協力頂きたいと思います。

どうかよろしくお願い致します。

○事務局長(保久 幸仁)

それでは、3番目の報告に移りたいと思います。①徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会中間報告における新設候補地の受け入れに関する天城町の回答について、皆さん、2ページをお開けください。事務局より読み上げたいと思います。

「令和元年12月16日、徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会委員長、小原幸三殿。平成31年3月20日付の貴検討委員会の中間報告により回答を求められています。

現在の施設建設時の施設の建設候補地に関する3町持ち回りの申し合わせを尊重し、該当する自治体に、新施設建設を受け入れる意思の有無を確認するについて、下記のとおり回答致します。

天城町は、新施設建設の受け入れ意思については、現在の施設建設時の3町持ち回りの申し合わせを尊重し、徳之島愛ランドクリーンセンター施設建設を受け入れることと致します。

天城町長、森田弘光。」

今、事務局より読み上げましたが、天城町から検討委員会委員長の小原幸三委員長宛に公式の文書を頂いております。

それでは、②に移りたいと思います。既存施設設置自治体の伊仙町及び集落西目手久集落の近況報告について。ごみ処理施設合意形成推進協議会会長からお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

それでは、この協議会の会長を承っております小原から御報告申し上げます。

前回の委員会から、実は設置地区の西目手久の方に問われていた9月末までの施設の継続に関する回答、その議論を地元では進めて頂いております。そして、その結果を受けて協議会、この伊仙町と西目手久地区の合意形成というのを使命としている協議会のところで議論する予定になっていたわけですが、地元の中での議論がいろんな意見が出て、まだまとめ切れないという状況でありました。

それで、その間、若い人たちの意見、幅広く御意見を聞くという会議が何回も持たれまして、激しい議論を行いました。最終的に、この議論というのは、地元だけでは収束できないということで、町に御相談して、町からどのような方針でこのごみ処理を考えていくのかというのを住民に説明して頂くというような形に変わりました。そのことを受けて、2回もその町と地元という形になったんですが、その中で大きな変化があったのは、西目手久地区だけで話をしていたところから、やっぱりこのごみ処理場の建設時の経過等を踏まえて、東西の目手久という形に議論をするべきではないかという意見が出てまいりまして、そういうことを踏まえて、伊仙町でこの西目手久地区に跨った形での説明会というのを開催して頂きました。

現在、その説明会は行われた段階で、この状況というのを急速に今そういうふうになってまいりましたので、この状況を検討委員会できちっと、町から報告して頂くということを町長にお願い申し上げます。それで、伊仙町から、この検討委員会宛に文書を頂きましたので、それを今日皆様にお示したいと思います。

この意義といいますか、意味というのは、3町がごみ処理を行っていくという、この大きな考え方で。それに対して、各町がどのような考え方、貢献をしていけるかという要素も含んでおります。

だから、既に報告ありました、天城町は何かあった時には、そういう新しい施設というのは、引き受けるということを正式に表明して頂いた。だから、このごみ処理場を造る、新しく何か造るとした時に、引き受けないというのではなくて、引き受けますという意思表示があったということは非常に大きいと思います。

それともう一つは、現にある施設の自治体がどういうふうにするのかと、これが実はそもそもこの委員会の発端になっております。この連合議会で、議決していたこの17年の3月、延命化というのが地元への十分な説明が足りていないということで、地元の大きな反対があったということがスタートになっているんですけど、そういう流れからいくと、伊仙町にあるこの施設はどうするんだということが、もう一つ大きな柱として議論されなければならないというふうになるわけです。

やっとならばそれに対して自治体、伊仙町からこういうふうを考えるということを頂きましたので、やっぱり

この間の経過というのは、非常に重要だったというふうに委員長としては思っているところです。

それで、一応伊仙町から頂きましたその公式な文書、それを今日皆様に配付したいと思います
が、事務局よろしく願います。

〔文書配付〕

○検討委員長(小原 幸三)

それでは、お手元に配付されたと思いますので、これについては、伊仙町のきゅらまち観光課か
ら読み上げをちょっと願います。

○伊仙町きゅらまち観光課長(久保 修次)

皆さん、こんにちは。伊仙町きゅらまち観光課長を務めています久保と申します。

よろしく願います。それでは、読み上げます。

徳之島愛ランドクリーンセンターに対する伊仙町としての方針(通知)、徳之島愛ランドクリーンセ
ンターの今後について、貴委員会で検討を重ねられていることに深く敬意と感謝申し上げます。

つきましては、伊仙町としての方針を以下のとおり通知致します。

まず、クリーンセンターの今後について、リサイクル強化を中心とした施設の設置をして頂きたい
と考えます。これは、昨今の環境に対する考え方を取り入れ、分別の徹底及びリサイクルの強化を
行い、焼却量を抑制することにより、焼却施設の規模を縮小することを可能とします。

これまでは、延命化という方針を示していましたが、延命化ではなく、現在の場所に新しい炉を設
置する(新設)という提案に修正させていただきます。

この提案は、財政的な課題と建設に要する時間短縮を考慮し、これからの徳之島を担う次世代の
負担軽減を考えています。目手久地域に対しては住民と協議し、振興策を定め実施していきたいと
考えています。特に、振興策については、農業振興策と環境保全を基本に振興策を構築してい
きます。

平成31年3月26日に、3町長は、目手久地区の住民の賛同を得ることを条件に、目手久地区で
継続していくことに合意しました。このことが前提となっていますので、当該方針の実行に当たり、
現在、伊仙町は目手久地域の方々への住民説明会を過去2回開催していますが、さらに住民説明
会を進めていきます。この中で、伊仙町としての方針を説明した上で、住民の意向調査(住民投票)
を実施し、その意向調査の結果に従いたいと考えています。以上。

○検討委員長(小原 幸三)

これが、伊仙町からの当委員会に向けての正式の文書でございます。

今、施設の候補地、あるいは施設の立地しているところの取り扱い、それについては、2つこうい

ふうに正式に出てきたということ、今日ここで報告させていただきます。これらを踏まえて、この後の議論に入っていきたいと思っております。

それで、報告書の中では、この候補地というところは全く書いていなかった理由というのは、今こういったように動いている部分があったからであります。ここについては、また後ほど御意見を承りたいというふうに思っております。

これで、じゃあ保久さん、一応報告はこれで終わらせて頂いて、次に移りましょうか。

○事務局長(保久 幸仁)

続きまして、西目手久区長、美山区長より近況報告よろしくお願ひ致します。

○検討委員(美山 保)

こんにちは。皆様方に、一応西目手久の状況を少しだけお話してみたいと思っております。

今、この文書の中に書かれておりますけれども、一応今まで集落ですと2年間、去年の11月まで、西目手久だけで会議をずっと開いておりました。それが、11月になって東目手久からも、自分たちも入れるべきじゃないかというお話があって、それから一応協議をし、その後に集落だけでは対応できないということで、伊仙町長に言って、東目手久がそういう話が出てきているんだけど、両目手久でするんだったら、西目手久だけで会合するわけにはいかんと。

両目手久を対応するんだったら、伊仙町から呼びかけをして、そして集めて欲しいというお話をしました。そして、11月6日に上会をした後、そしてまた今年の1月10日に両目手久を呼びかけ、伊仙町から放送で呼びかけをしました。そして、その中では集まった方が、東目手久集落から女性が1人、西目手久からは4名の方々が集まっております。男性としては、東目手久から5、6名、西目手久から1名ぐらいの方が集まっております。そして、それだけの意見だけでは、説明だけでは到底皆さんに行き渡らないだろうということで、今後も伊仙町から呼びかけをして説明会をして頂きたいという話を伝えております。

そしてまた、それに対して私たちは、アンケート選挙をして、新設をするしない、それについて、集落、東目手久、西目手久、両目手久の意見を聞いて、それで判断しようということになっております。そういうことで、今、町の選管、そしてきゅらまち観光課の方々にお願ひをし、そして呼びかけをするということになっております。今後また、そういう話し合いがきちっとして、選挙ができれば結論が出るものだと、このように思います。よろしくお願ひします。

○事務局長(保久 幸仁)

ありがとうございました。それでは、4番目の協議に入りたいと思っております。

協議の進行を小原委員長、よろしくお願ひ致します。

○検討委員長(小原 幸三)

それでは、協議に移らせて頂きます。最初にスケジュールの承認ということで、事務局からお願い致します。

○指導主幹(佐平 勝秀)

スケジュールについて御説明致します。ページ3と4ページです。

第1回から第4回までは実施済と記載しておりますので、こちらの方は皆さん御承知のとおりだと思いますので、割愛させて頂きます。4ページを主に見て頂きたいと思います。

第5回検討委員会が本日举行されます。協議内容については、後ほど小原委員長から御説明頂きますので、こちら事務局としては、記載してあるとおり御説明させて頂きます。

そして、本日、第5回目の内容をもちまして、次に第6回目の検討委員会を開催する予定にしております。第6回の検討委員会の開催日については、後ほど御説明させて頂きますが、最終回ということで位置づけております。あくまでも予定でありますので、皆さんの御承認を頂いた後にスケジュールの工程をまた調整してまいりたいと思いますが、第6回については、令和2年3月8日日曜日を予定しております。これについては、3町の首長、そして3月議会が始まりますので、それらを諸々考慮した中で、3月の8日日曜日とさせて頂いております。

時間についても、午後1時半からこの当地で行う予定としておりますので、そちらもお含みおき頂き、後ほど委員長でお諮り頂きたいと思います。

その後、令和2年3月上旬について、連合長へ答申をして頂く予定としております。

これは、昨年度から引き続き、令和2年3月上旬を目途に答申をしていくという予定にしておりましたので、これについては予定どおりとしております。

そして、答申がなされた後、令和2年3月中旬あたりなんですけども、報告会をする予定とさせて頂きたいと思っております。報告会については、場所を伊仙町で予定しております。

これまで、昨年、伊仙町から始まり、徳之島町の生涯学習センター、天城町の防災センターでそれぞれ検討委員会とこの施設の近況報告等を行いました。2年間の報告ということで、再度伊仙町に戻ってきまして、ほーらい館で、全島民向けに報告会を行いたいと思います。

そして、基本構想検討委員会の報告会に参加されない方もやっぱりいらっしゃると思うので、その方々に対して、基本構想の概要版ということで作成し、徳之島3町の広報誌に掲載させて頂きたいということで、事務局としては、委員長と協議の上、スケジュール案として示させて頂いております。

以上が、スケジュールについての説明とさせて頂きます。

○検討委員長(小原 幸三)

あと残すところ僅かなんですけど、今提案されたスケジュールで進めていくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。では、御異議なかったということで、承認ということにさせていただきます。

○指導主幹(佐平 勝秀)

今のスケジュールについて、スケジュール案を消して頂いてよろしいでしょうか。

そして、令和2年3月8日日曜日にもう開催致すということで予定しておりますので、また皆さん方の調整をお願いしたいんですけども、いろいろ御都合等があれば事務局に御連絡を頂きたいと思っております。追って、また正式な案内文書を送らせて頂きますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

それでは、続きまして、この基本構想策定に係わる取りまとめについてということで、本日は、既にお配りしておりますこの報告書の案ですね、これに沿って行っていきたいというふうに考えております。それで、ちょっと分厚い資料ですので、この資料の構成が法律であったり、もう決まっていること、我々がこの委員会、あるいは地域の皆さん含めて共有していく内容と、それから新たにここで議論していく部分がございます。共有していく、資料のところはもう書いたもので確定していますので、そこはそういう形で進めさせて頂きたいと思っております。それで、議論するところでは、こちらから特にお願いしたいと思うんですが、ちょっと目次のところをめぐって頂いて、特に議論する必要があるというところを、じゃあこれは事務局でお願いします。

○指導主幹(佐平 勝秀)

すみません、御説明させて頂きますけども、分厚い方の報告書案と書いているものをお目通し頂きたいと思っております。これのめぐって頂いて、両面、ページ数打たれていませんけども、目次を参考に御説明させて頂きます。すみません、ちょっと座ったままで御説明させて頂きますので、よろしくお願い致します。

まず、委員長からありましたとおり、今回の会議資料は、この検討委員会の答申を取りまとめるに当たり、小原委員長、事務局、基本構想策定支援の株式会社三水コンサルタント様において協議を行い、残りのスケジュールと協議の効率化を考慮して、答申のたたき台を作成させて頂きました。

今回を含め、残りの検討委員会においては、この目次に記載されている事項をベースにして協議を行って頂きますが、あくまでも叩き台でございますので、委員各位より多角的な視点において、闊達な御提案や御意見等を出されることが重要であるものと認識しておりますので、予め御理解と御協力をよろしくお願い致します。

また、目次に記載されている事項については、全て協議事項として取り扱うわけではありません。

構想を策定する上で、国や県が示す法的な根拠や既存事業による前提条件を把握して頂くための参考資料も付加させて頂いております。そのような中で、これから目次を参考にして、各自色分けをして頂き、今回の検討委員会で協議して頂く部分と、次回の検討委員会等で協議して頂く部分を分けさせて頂きたいと思っております。なお、皆さんで何か御意見等がある場合は、委員長に御提案をお願い致します。それでは、目次に沿って御説明させて頂きます。

2の基本構想策定の経過について、まず御説明させて頂きます。

これについては、これまでの経過報告を記載しておりますので、内容については、事前に委員各位で御一読頂いているものと思っておりますので、詳細については割愛させて頂きます。

続いて3章、背景となるごみ処理行政の法体系について、これについても、6ページから8ページまでは、廃棄物処理に関する関係法令を参考として添付してありますので、今後の協議に即して御参考にして頂ければと思います。

次に、9ページから11ページについては、本日の協議事項として、委員各位の御意見を頂きたいと考えております。特に、行政の役割と住民の役割について、今後の施設整備に関する構想を策定する上で非常に重要なソフト面、主に施策の展開と住民への普及の根拠となる事項でありますので、皆さんの御意見を頂きたいと考えております。

続いて4章、ごみ処理の現状について御説明致します。

これについては、12ページから31ページまでは、当該施設の現状について記載しておりますが、これまでの検討委員会において周知をして頂いている事項でありますので、今後の協議事項の参考としてお取り扱い頂ければと思います。

次に、32ページのごみ処理の課題から、34ページの離島の特殊な課題については、これまで上げられた課題等を箇条書きさせて頂いております。これ以外について、委員各位より項目ごとに御意見等がある場合はお示し頂きたいと考えています。

5章基本方針、これについては、35ページから40ページまで、国及び県の示す廃棄物の減量化の目標について記載しております。また、リサイクル等を行う上で用いる基本的な概念とサイクルに関して記載しておりますので、これについても御参考にして頂ければと思います。

6章ごみ処理の実施に必要な施設整備事項について、これについては、42ページから55ページまで、主にハード面に係る項目が記載されております。これについては、検討委員会において、特に重点項目であると考えておりますが、主に徳之島3町による今後のごみの減量化、再資源化目標の設定、整備方針の比較・検討、最終処分場に係る情報の把握など、委員各位において積極的な御意見や御提案を頂きたいと思っております。

7章ごみ処理施設と連携した地域振興について。これについては、60ページから64ページまでは、今後の施設整備と並行して、設置自治体や地域はもとより、広域的な観点において必要な振興策を検討する項目となっております。この項目については、検討委員会の施設整備の方針に関する

る議論が固まった中で、具体的に示していけるものだと考えておりますが、これについても、後段で委員各位より御提案を頂きたいと思っております。

8章施設整備の事業手段について、これについては、65ページから74ページまで、環境省により示されている既存事業のメニューとなっております。主に、事業内容と補助率の把握、施設整備を行う上で必要な各種計画の概要、必要条件等が詳細に記載されております。

特に、計画策定においては、これまでの施設の状況等を鑑み、今後の施設整備事業を申請するために必要な事務手続でありますので、一定の期間を要する必要があるため、予め申し添えておきます。

9章事業実施のスケジュールに関する情報把握、これについては、75ページから80ページまで、先ほどの事業手段の選択を行い、さらに実行に移すために必要なスケジュールを4パターン示しております。あくまでも事業申請前の段階から、施設整備完了まで、必要な工程と事務手続を記載しております。これについては、以前から、委員各位や議会等で施設整備の期間短縮が議論に上がっておりますが、候補地が確定した場合においても、短縮できる要素とできない要素がありますので、こちらも確認をして頂ければと思います。

10章施設候補地選定、これについては、81ページに含めておりますが、現時点では何も記載しておりません。これは、冒頭小原委員長から報告のあったとおりでありますので、改めて皆さんで協議を行って頂きたいと思っております。

11章事業方式の検討、これについては、今後の事業申請を行う上で把握して頂きたい事項と位置づけております。近年、公設公営ではなく、さまざまな方式によって施設の運転管理が行われておりますが、当該施設整備事業の申請を行うに当たって、今後改めて協議を要する項目でもありますので、概要の把握をお願い申し上げます。

12章災害時におけるごみ処理、これについては、今年度、徳之島3町において一斉に災害廃棄物処理計画の策定を行っているところであります。今後、この災害廃棄物処理計画に基づいて、徳之島3町及び広域連合として、さまざまな役割を担うわけですが、これについての概要を記載しておりますので、御参考としてお取り扱い願います。

以上が、協議内容と確認内容の説明であります。委員長、よろしくお願い致します。

○検討委員長(小原 幸三)

今の考え方で、重点的に皆さんの御意見、議論をお願いしていくというのが、いくつか挙げられております。今日の議論で全部を決めて、ぱっというふうには考えておりません。

最後の部分がありますので、お気づきの部分、この議論をこの会が終わった後、できるだけ早くこちらの事務局に伝えて頂いて、それをまた最終の部分でどういうふうに取り扱うかということは、事務局と委員長で検討させて頂きたいというふうに思います。

だから、今説明ありましたように、がちがちに絞るつもりはございませんので、どうか忌憚のない御

意見を出して頂く。この議論の流れの中は、今言いましたように、重点化した議論をさせて頂きたいというふうに思います。こういう流れでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。じゃあとりあえずこういう形で進めさせて頂きます。

それでは、少し大きく飛ぶんですけども、十分に議論の時間をとりたいと思いますので、3章の2)、9ページ、そこをちょっとめくってみて頂けませんか。議論はかなりちょっとスキップしていて申し訳ないんですけど、大事な部分というのは、やっぱり法律に書かれています。

その法律の分をできるだけみんなが共有しなきゃいけないんですよ、だけど、なかなか大変といえば大変です。だから、行政の説明会とか、今後計画しておりますその報告会の中で、そういうところは、わかりやすくする努力をします。今日はもう委員会ですので、その分はちょっと圧縮させて頂きました。

ただ、1つだけ、今この会議のレベルというのは3町のレベルでの話です。

今ちょっと少しお話している部分は、国の法律から段階的にずっと下りてきて、国の方針を実施するのが行政の務めなんです。それで、行政の仕事というのは、住民と話し合っけちっとやってくださいというのが、平たくいえば中身なんです。それで、もうこういうふうにしなさいという方針は、法律とか規則とか、そういう体系の中でぴしゃっと決まっているんです。

だから、そんなにややこしい話じゃないんです。ただ、それをちゃんとわかった上で、最後の部分を自分たちがどういうやり方をするか、それががちがちじゃないので、そこが御意見を頂くというところの趣旨なんです。

この黄色で書いた部分になっていまして、最終的にこの会議の意味というのは、この自治体が計画を決めてというところに落とし込んでいく、そこに全部持っていくということが必要なんです。

ここが実は、常に弱かったんです。十分にできていなかったために混乱している。

先はどうするのよと、決まっちゃらんがという話です。それが、だから今回は現在の施設とその先の施設という位置づけができるぐらいのスケールの話に持っていけるだろうというふうに思っているところです。

それで、3のところは、今私がお話したのは、ページでいうと9ページです。

このところで、行政の役割と住民の役割というところを記載してございますが、住民という言葉は私使いましたけど、ごみの問題は住民だけではなくて、事業者という、要するに一般家庭と仕事をしている、会社を持っている人たち、そういう人の事業者の分も入っております。

それを含めて、この地域で処理をしなきゃいけないということで、この連携というキーワードと共同という言葉が入っております。だから、これを具体的にどういうふうにしていくのかということが、実際

何もやっていないわけじゃなくて、しっかりかなりやっているんです。

だけど、時々問題点が起こる場合がある。それから、これから先をどうするのかということについて見えていないというのが、今我々が議論していかなきゃならないところの背景です。

それで、まず行政の役割のところでは、ここで、大きなポイントが1つあります。

一般廃棄物の処理という言葉が出てきます。これは、家庭、それからこの言葉で規定されているごみの中身があるんですけど、事業者の方々は産廃というのでも出てきます。

産廃の部分は、行政は取り扱えません、法律的に。ここが大きなポイントですので、一般廃棄物の部分について、行政が議論していく時には、この産廃はそこには法律的に含まれないんです。

この統括的な責任を有するという言葉が出ています。これは、法律の中でねばならないんです。

その事業の主体、この事業というのは、行政がやらなきゃいけない。法律でそう定められているということです。それを確認して頂いて、ただ押しつけるんじゃないで、住民の皆さんとどういうやり方ができるかということちゃんと聞いて、酌み取ってプランを作りなさいということになっているんです。

それが、連携とかという言葉が出てきて、地元という言葉の理解というのが必要だということは、この連携のためには必須だということになります。

そこで、共通の部分で何をしなきゃいけないのかというのは、ここが未来の部分です。

ごみを抑制せよといかん。つまり、このままではいけませんよということです。

このままの状態環境省持っていても、首は縦には振りません。横を向かれるだけです。

だから、ごみの抑制、それからここが新しい挑戦です。再使用、ごみをごみのままするなどということです。そして、何回も使える、あるいは資源とか、そういう言葉を実際ここでもやっているわけですけど、そういう再利用ということが出てきます。まとめの言葉、ごみの適正な処理、それをすることです。だから、我々はこういうふうにして適正にしていますということを示す必要があるわけです。

これは、行政からの話なんです。ちょっとこの赤字のところ、私は、このスクリーンで赤字で書いている部分をちょっと話させて頂きたいと思うんですけど、ごみの排出の抑制、キーワードがどんどん新しく変わっていきます。この「及び循環的利用という形」の循環的、リサイクルとかそういう言葉もうちよっとなんとなく広げられた言葉がここに出てきています。

だから、こういう仲間、ここに使われている言葉というのは、法律とかその施行に当たってのこの中に具体的に出てきますので、これはまた追って進めていきたいと思えます。

行政は、ここですね、策定見直し、これが今この委員会の意味なんです。

元のままでいいかというわけじゃなくて、国はどんどんそこを推し進めなさいと、ごみの量を減らさなさいということが方針ですから、それをどう策定、決めていくかということ、それには見直しをしなさいということが伴っています。行政としては、家庭や事業所、具体的には自治会、町内会、そういう取り組みに対して、ここですね。必要な技術的な協力、または何らかの経済的支援、こういったことが必要な場合はしなさいということをおっしゃるわけです。

だから、何か活動するのに、何もなくてやるというのは、最終的にはあるかもしれんけれども、必

要なステーションの看板であったり、その囲いであったり、そういったようなものというのは、現在でもうちのところでもやっております。やっている、ここに書いてあることが、新たにやるという意味ではなくて確認です。そういうことです。

今そういう形で、このごみの抑制とか、そういったことをやって、最終的に地域が環境に優しいものになってくる。今商品の購入とか、幅広いところまで、法律とか国が目指すものは及んでいます。

だから、そういう意味で、今やっていないことというのはいっぱいあるんですけども、とりあえず、ここに丸で挙げたものを確認として挙げさせて頂いております。

ついでに、住民側が、次のページにちょこっと書いてあるんですけど、住民の皆さんに期待される役割って書いてあるんですけど、お願いして考えて頂きたいということは、まずごみの量を減らして欲しい、ごみを出すのは住民側ですから、このごみを出すのを減らして欲しいということです。

それをどういうふうに行っていくかという意味で、ごみをごみでないものにしていけばいいわけですから、ある意味、これが再生品、ごみをちょっと変えていくということで、それが環境に優しいんだという言い方です。

だから、もう一回使えば、ごみの量は半分に減るわけですから、そういう意味で積極的にいろんな取り組みをお願いしたい。具体的には、ごみの排出、何回も出てきますけど、抑制・再使用・再生利用、そういったことにここですね、積極的に取り組むということが求められていますよということです。

この積極的にという抽象的に書いてはありますが、これがここの中では、具体的に数値目標になっていきます。リサイクル率何%ということも挙げないと、話が先に進まないんです。

だから、この委員会の中で、皆さんから頂きたい意見というのは、最終的には何%ぐらいに削減していきますよというのを後ろでやるんですけど、今の段階で、地元の皆さんはリサイクルに対して、意識はどうだろうかというのを、この段階でまずお聞きします。

あと数字が出てきた段階で、また御意見をお聞きしたいというふうに思います。

だから、ここでの行政と住民という2つのこの立場なんですけど、うちの地区では、あるいはうちの町では、行政と住民との、あるいは事業者との連携というのはどうだろうかというところを踏まえて、ここにこういうポイントもちょっと入れて欲しいなというのがあったら、ぜひ御提案頂きたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

この段階で、まだ後段でも具体的な数値目標出てきますので、そのところで高いか低い、できるかどうか、いろんな意見を述べて頂きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

この委員会の中では、実際に収集の方もおられますし、区長さんもおられます。

議員の方もおられますので、委員の皆さんでちょっとアドバイスなりお話頂けたらありがたいんですが。

○検討委員(樺田 和也)

樺田なんですけど、いわゆる現状排出されているごみを抑制するために、我々として今何が提案

できるかというお話すればいいわけですか、具体的に。

○検討委員長(小原 幸三)

まず、その1番目は現状があつて、現状に対する共有という意味と、それを減らしていくという方向に持っていかなくちゃいけないので、そういう意味でちょっとできたら2つお願いしたいんですけど、現状は。

○検討委員(樺田 和也)

ちょっと問い合わせに対して、答弁がちぐはぐだったらだめなんで、まず問い合わせしたんですけど、やはり廃プラ関係というのが、非常に日常のごみではウエイトが大きいと思います。

廃プラというのは御存じのとおり、まずスーパー等行きましたら、間違いなくトレー含めて、日々のごみの量のウエイトというのを、私分別しているんですけど、ほとんど廃プラスチックです。

だから、今、廃プラスチックの回収の袋がないんです。ただあるのは、表現としてペットボトルはあります。でも、実際にプラスチックというのは、トレーも含めて、いわゆるそれは、もともとの原油の使い方が違うので、2種類に分けないとだめだと思うんですけど、まず内地では、全てもう回収していますよね、トレーは。スーパーの入り口行きましたら、大概もう回収のスペースがあります。

それと、やはりプラスチック関係、袋、私も今実際、このような天城町から頂いたあの袋で買い物をしているんですけど、あれを減らすことで大分減ると思います。ということで、ごみの中身を単純にリサイクル、リユースできるものとして、まず回収する、いわゆる義務化にするのかどうするのか、最低義務化にしないとだめだと思うんですけど、そういう形で、まず各3町でスーパー等を含めて、そういう提案をして頂き、そういう回収スペースをきっちりして頂くことによって、多分にごみの量は減ると思います。これは、私自身が毎日生活しているの感じていることです。

ぜひ、それをお願いしたいなど。

○検討委員長(小原 幸三)

委員の御発言というのは、行政と住民の間のやり取りを含めてのお話になると思うんです。

だから、減らすためには、やっぱり回収のシステムと方法論です。約束を決めて、そののところに手をつけないといけないという御提案だと思います。これもちょっとまたこの中に、要は現在、この行政と住民との間のごみの問題についてのやり方というのは、各3町ではいかがでしょうか。

ちょっと3町の担当に振ってよろしいですか、行政の役割という意味で、天城町ではいかがですか。例えば、何とか委員会というのがあって、そこで、このごみの回収であったり、リサイクルであったり、そういったのをやり取りする委員会というのは設置されていますか。

○天城町町民生活課長(森田 博二)

天城町町民生活課の森田といいます。よろしくお願い致します。

天城町では、家庭から出るごみ、一般廃棄物処理に関しては、天城町清掃事業審議会というのがございます。その中で、ごみの出し方、分別の徹底、あと町としてこういうのができないとか、審議委員の方々からいろんな意見を頂いて、できることから取り組んでいくような、そういった組織はございます。

○伊仙町きゅらまち観光課指導主幹(佐藤 光利)

伊仙町のきゅらまち観光課ですけども、やはり天城町と一緒に私たちも、伊仙町清掃審議委員会というのがございまして、年1回から2回ほど会議を行っております。そういう方法でまた抑制のはできるだろうと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

じゃあ徳之島町さんお願いします。

○徳之島町住民生活課長(新田 良二)

徳之島町住民生活課の新田と申します。よろしくお願い致します。

すみません。勉強不足で、私1月1日に住民生活課に拝命されて、ちょっとすみません、勉強不足で申し訳ございません。

○検討委員長(小原 幸三)

清掃審議会は、この連合でもあれになっておるんで、恐らく3町同じような形で、そこが窓口になる議論の場というふうな位置づけだと思います。そしたら、今のここの役割の部分というのを設定していく部分では、現段階では清掃事業の審議会ということになります。

ただ、中身はもっときちっと見ていって、本当にそこで今細かなところまで議論できているかどうか、これはまた一つの検討・検証が必要かと思います。一応ここの議論のところでは、まず下部組織として、この議論する場として、こういう審議会が設置されているということは、ここの中に取り入れて、その中をどうするかは、もう少し具体的にその中身を見た上で盛り込んでいくという形にさせて頂きたいというふうに思います。回収の立場で、両方の住民の側から出たごみを、ここまで持って頂いたりというお仕事の部分が収集運搬の皆さんも来ておられるので、せっかくその部分でちょっとそれぞれの役割はこうなんだけど、実際決めたようになっていくかどうかというのは、一番見える現場じゃないかと思うんです。そういう意味で、ちょっと委員にお願いしたいんですが。

○検討委員(富岡 頼常)

今、収集関係でお話されておるんですけど、これも読んだりしまして、ここへ持ってきて捨てたら、やっぱり中にペットボトルがあり、缶があり、そしてガラス類も入っているということ、やっぱり個々あるようでございます。ここら辺が、まだ一般住民にしっかりとした分別の気持ちもしっかりとれていないんじゃないかというふうに思っております。

私も、一度志布志に行きまして、娘がいたものですから、ごみ出しなさいと言われたものですから、ペットボトル持って行って勝手に入れたりしたら、「それをはがさんにやいかんよ」とか、「ふたは別よ」、なんて怒られたことがあるんです。だから、志布志あたりは徹底しているところは、そこぐらいまで、家庭内まで入っているものですから、きれいにできている。

今、徳之島考えてみると、私自体も今女房とけんかしながら、これこうよなんて、「これそこ入れちゃいけない」なんて言ったりしているんです。その浸透がまだ、私でさえまだはっきり100%わからないものですから、ここら辺を徹底して頂ければ、今回回収している中にも、そういう缶が入っていたり、瓶が入っていたりするものですから、これをすごくもう少しやればまだまだいいんじゃないかなというふうに思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。まだ、やっぱり決まっておりにっているんだけど、実践というところではなかなかいっていないということです。天城町お願いします。

○検討委員(川上 光男)

天城町の川上です。よろしくお願いします。天城町でも、やっぱり伊仙町の今富岡さんが言ったように、回収する見た目はいいんです、いいところは。でも、そういうところは、掃除も回りもきれいにしているんだけど、やっぱり出す人それぞれいますけど、出す人間の性格だろうかわからんけど、適当に出しているところは、もういっぱいいろいろ混ざっているんです。

それを置いておいたら、またカラスやらいろいろまた後に町民の方にまた迷惑だろうし、これはまたクリーンセンターの人間にもいっぱい助けてもらっているんですけど、お互いが気持ちをしっかり持って分別して欲しいという願いです、私も。そしたら、また本当ごみも大分少なくなると思います。出す、回収にずっと回って行って、出るごみが大分少なくなると。

お互いもそうなんだけど、やっぱり人に物言えるぐらいに一生懸命やって欲しいですね、全部が、そう願っています。そうすると、やっぱり少なくなっただけ欲しいですね、ごみが。

目手久さんにもいっぱいお世話になっていますよね、目手久の住民にも。

本当、僕初めてなんですけど、地元の良いような施設、それをずっと、永遠にまた目手久の人間が置いてくれというような、周りが全部協力して、ごみも少なくなれば、また目手久の人も喜んで、ずっと置いてくれという形になるだろうから、また全部でそういうふうに考えて、私自身も努力もしますし、

皆さんも努力もして欲しいですね。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。徳之島町はお願いします。

○検討委員(保岡 達郎)

徳之島町の保岡です。私、亀徳に住んでおるんですけども、本当に亀徳はもうバラバラなんですけど、私出身が上花徳なんですけど、上花徳集落というのは、もう区長と住民で話し合っ、もう区長のほうからうるさいもんだから、もう徹底してごみを分別して出すんです。

私、亀徳の場合はもうばらばらと。缶が入っているところはもうステッカーを張って残すとか、そういうふうになるべく努力して分別して少なくなってもらいたいと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○検討委員長(小原 幸三)

今やっぱり良いところはある程度いっているけど、やっぱりそうでないところも結構あるというのが実情だろうと思います。だから、この役割というのは、どっちかという、こうしなきゃいけないとわかっているけど、それが実施できているかどうかというところが、一番の悩み事でもあるわけです。

だから、今のこの部分については、決めっぱなしではどうにもならないと思います。

だから、そういうところが、どういうふうによくなっていったのかというのを、ちょっと今日はリサイクルの先進地の大崎町の徳禮さん来ておられるので、ちょっとそこのところを、今の行政と住民が決めていって、何かをしていくというのを推し進めていくために、今の島の皆さんが考えなければならぬことは何だろうかというところを少しコメント頂きたいんですが。

○検討委員(徳禮 勝矢)

行政の役割が一番だというふうには思うんですが、どうしても法律の中では行政、住民、事業者と、三者が一体となってその役割を果たさなきゃならないというのがありますが、行政は行政主導でやる場合は、何を目的とするかということになりますので、目的がはっきりしないといけないということです。

ごみ減量が目的ですと。ごみ減量を皆さん達成しましょうかねというのは、行政主導なんです。その手法に対して、住民がどこまで協力できるかというのが話し合いになります。

事業者に対しても、そういう話し合いが基本ベースになりますが、私たちの場合も、行政主導でやったのは、目的意識、ごみの減量化をします。目的は、埋立処分場の延命化ですと。

新たな埋立処分場の確保は、当時は有明町、志布志町、大崎町の3町の一部事務構成でしたので、今の徳之島と何ら変わりないスタイルですので、その段階で3町の環境の担当課長、もしくは担当者レベルの中で話し合いをして、目的をちゃんと柱を決めたんです。

柱を決めて、その手法として、手段として、我々がとれるのは、新たな焼却施設を造る、もしくは埋立処分場を造る、もしくは資源循環型リサイクルをしてごみ減量をする。

3つの中でどれを選択するかということで、住民に説明会でヒアリングをしました。

そこは、当然三者三様ですから、総論でいくと、焼却炉を造って欲しいと、だけど自分たちの町には困ると、それを3町、みんな同じパターンでくるわけです。

ですから、住民総意の中で全町が同じ負担を、住民負担を課せる、そういう協力ができる体制は、リサイクル、分別していかないよねということで、住民に意思確認をして、それで方向性を決めたと。

それで、各議会にも報告をして、当然反対意見もありますが、住民に対する負荷、デメリットが大きいんじゃないかという話もありましたが、私たちは、メリットもありますよと、デメリットだけじゃないと。

環境という大きな名のもとでは、福祉から農業から全てにおいて、今からは環境がメインになっていきますよ、当然今、もうそれは20年前の話ですが、現在農業も環境も言います、福祉政策も環境を言いますし、ごみだけではなくて、全てにおいて環境が表に出てきておりますので、そういう意味で、住民がどこまでできるかという話をすればいいという話です。

ですから、最初にやったのは、缶、瓶、ペットからスタートです。そこから何が一番多いけという話の時に、プラスチックありますよという話になるわけです。

ですから、目的をちゃんと意識を持って、処理施設は最終処分場は埋立処分場です。

焼却炉も最終処分場ではないわけです。灰が出ますから、中間処理施設なんです。

新たなごみを出すわけです。リサイクルは中間処理施設だけど、そこから新たなごみは出ません。それは全て第三者に対して処理をお願いするわけです。売却もできます。

有価物であれば売却もします。埋めるより、燃やすより安い方向で処理費を払った方が良いよねという形で、県外にも出しますし、遠いところは北海道まで出します。

輸送コスト等、新たなコストかけるよりずっと安いわけです。ここもまずその話になろうと思います。

ですから、行政はあらゆることを調べて、コスト意識を持って、行政は特にコスト意識を持たないといけないということはありますが、私たちは危険廃棄物含めて、あらゆる方向で処理先を見つめて、遠いところは蛍光灯関係です、水銀関係は全て北海道です。相当の輸送費はかかりますが、それでも、施設を造るよりはいいと。それでも、埋めるよりはいいよねという話でやっていますから、行政は、住民に対する説明責任というのはそこだけです。それを、単に重金属を埋めていますよという話ではいけないわけです。埋めないというのは、コストがかかるけど、施設を造るよりはいいですよというのは、住民に対する我々の説明責任ですから、やっぱり住民に対する一番の役割が大きいのは行政だということです。そして、その行政の役割を十分理解した上で、住民の協力がないと、こういうことはできませんよねという話をすれば、住民も納得すると思います。

当然、事業者、運搬収集業者も、昔は混載で埋立処分場に持っていきました、生ごみから全て。

今は全て、収集車両は別々です。昔の収集運搬業者は、1台に3人も4人も乗って、1台の中で事業をやっていたんです。今はもう車ごとに人がつきますので、収集運搬業者自体が雇用が生ま

れて、新たな事業展開やっています。お金のかかるものについては、店舗は特にそうです。

事業系については、もう自分たちで分別ができないからということで、お金を払って収集運搬事業者をお願いするわけです。個別の分別をお願いします。ただ、条件として、生ごみだけを分けてくださいと。それ以外は混載をお願いしますということで、混載をして、その混載を一旦自分たちの事業所に持って行って事業所で分けます。事業所で分けて、そこから売れるものは、収集運搬事業者は特別に許可が出ていますから、そこからまた売ります。それは新たな収入になりますという形で、新たなやっぱり事業展開を進める上では、行政が行政主導でそこを方向性を導くのが行政の務めだと。

環境に携わるものについては、全て連結しています。大崎町は、志布志市もそうですが、福祉とも連携します。農業とも連携します。農業は、畜産糞尿も含めてそうなんです、耕畜連携もやります。昔は、畜産業者が堆肥を作ったから、それを農家の耕種の方をお願いしますという話だった。

今は、耕種農家が受け取ります。糞尿をただで受け取って、それを耕種農家が堆肥化をやりまします。そういうシステムに今切り替えつつあります。大規模な施設については、そういう形でやりますから、全町が同じ方向に向かないと、ごみだけと行政ではうまく回りません。

こういう持続可能というのは、全て福祉であれば、障がい者がいるとか、回収できないところは、特に全戸について、そういう民生に係ることは福祉と連携して、全て戸別回収しています。

そこをセッティングしてあります。だから、細かいところにつくということは、行政サービスです。

それは、住民との意見交換に入りますので、単なるごみではないということです。

中間処理という関係でいくと、新たなごみ政策の方に行政主導に切りかえるべきだと私は思っています。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。今のコメントの中で、やっぱり環境という大きなことに対して、ごみという限定版じゃなくて、幅広く連携をとる必要があると。それが、何か大きな成果を生んでいるということです。だから、今連携の中で、この事業者、住民、それから、行政という、この大きな、これも確かに大きいんですけども、実はそれを取り扱う行政の概念的な部分、環境行政どうかとか、そういったようなところも見必要があるということ。

それと、この町の中でも、連合長から、要するにコストを考えなきゃいけないという、これはもう当然なんです。ところが、コストに対して具体的に中身を出していかないといけない。

それをしないと、抽象論になっていって決まらんわけです。だから、それは行政の役割は大きいですよということです。ここが、この議論のポイントだと思います。

行政がいろんなプランして、考え方を実行していくということを決めていく案を作る、そしてそれを実行可能かどうかということを住民に問いかけて、住民との合意の上で決めていくと、これが大きな今のアドバイスだったと思います。独立、別々ではないんですよ。

でも、どっちが先に決めなきゃいけないのかというのは、行政がその役割を持っているんだというのを、ちょっと行政の皆さん含めて、議会の皆さんもそういう形で動いて頂きたいと思います。

いかがでしょうか。今のこういう形で、この行政と住民の役割に関する部分をちょっとまとめさせて頂きたいですが、どうぞ。

○検討委員(酒匂 源宝)

住民の酒匂と言いますけど、さっき川上委員からうれしい言葉を頂いて、地域住民にいっぱい迷惑をかけていますと。地域住民に理解できるよう努力しますという言葉ありがたいなと、言葉だなと。

本当に17年間、今目手久集落は被害を被っているわけですから、地域住民の声を目手久住民の声をしっかりと受けとめて頂いて、そして今、伊仙町としての方針も来ていますから、さっきペットボトルの話などやっていますが、伊仙町としてリサイクルを強化して、中心としてちゃんとやっていきますということ、そして新設をしていくということを言っているわけですから、これは絶対皆さんに理解をしてもらいたいなと。これからも、そういう形でしてやっていくことが、若者たちが負担が大変軽減できるんだらうと、私は自信持っていますので、皆さんもいろいろ計算をしたら、良識ある皆さんだと、いっぱいここにいらっしゃる方だと思いますが、そういう形でやっぱりお世話になったことは忘れずに、お世話になって、その人たちの声をしっかりと受けとめて頂いて、今後検討して頂きたいなと思いますので、伊仙町の新設だけは、これはまた取り入れて頂いて、また今後お互いの意見を調整して頂きたいなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

この住民と、このごみ行政を扱う事業主体、そこのやり取りというのがなかったというのは大きな反省点です。それが、いろんな負の連鎖を生んでしまってきたというのが事実なので、今の住民と行政の役割というものの中的具体的な問題点というのは、そこにあると思います。

その上で、行政と住民がコストという意識の中でみんなにとって良いのはどれかというのを選択していくんだということだと思います。それは、これから議論に続いていきたいと思います。

よろしいですか。他になければ。じゃあちょっと清委員から。

○検討委員(清 平二)

広域議会の代表として清といいますけど、今現在、この愛ランドの焼却問題のやっぱり一番の問題点というか、私が気づいているのは、この中で3町の負担割合、これは均等割と人口割で負担していますけども、やはりその町で町民にしっかりとした分別して頂いた町は負担割合が少なくなると思うんです。それを、やっぱり人口割じゃなくて実績割でしていけば、その町が住民に対して説明した分は負担が減となって、その町の得なんです。今の人口割でやると、3町でやっても何もしない町

は人口割だったら一緒ですけども、やっぱり一生懸命努力した町は、それだけ負担割合が減になりますので、やっぱりこれを均等割、人口割じゃなくて実績割に持っていったら、その町が分別を徹底してやると思いますので、ぜひその辺のところをこの検討委員の中から出して、分別をして、この愛ランドの財源を町でやっぱり持てば、それだけ少なくなるわけですので、その辺のところは徹底してやる、市町村は財政が軽減されるわけですので、その辺のところをぜひ盛り込んで頂きたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○検討委員長(小原 幸三)

コストというものの中、その負担の考え方が、これが大きな住民と行政の間の鍵となる部分です。これは、ここの中に入れさせて頂きたいと思います。松山委員何か。

○検討委員(松山 善太郎)

委員長、今のペースでいったら2項目ぐらいで終わりそうなので、見てこいと言われたので見てきたんですが、まず行政の役割というところで、文言の追加なんですが、各種リサイクル法というところに、食品リサイクル法、問題になっているように、生ごみの出し方が非常に問題だと思しますので、食品リサイクル法というのを入れるべきじゃないかなと思います。

検討委員会からの提案ということで、不法投棄の取り締まりをもうちょっと行政が、何とか保健所とタイアップでもしてやるべきじゃないかなということも考えます。

あと各家庭や事業所、自治会、町内会等が実施する地域の、先ほど委員長がおっしゃってました女性の経済的支援なんですが、町内会というのは、徳之島ではあんまり町内会という呼び方はないんですが、例えば婦人団体とか、高齢者クラブとか、育成会とか学校のPTAとか、一括すれば各種団体とでもいいいますか、そういうのも入れた方がいいんじゃないかなと。

何せこの報告というのは、恐らくこれから場所の問題が大きな問題だと思いますが、50億、60億という、下手をすると70億というお金の動く叩き台になりますので、文言のやっぱり一つ一つにこだわった方が良くないかなと。このように思っております。

先ほどの住民に期待されるどころというのは、どちらの意見も大体一緒だと思うんですけど、やはり、ここに分別の徹底というのを入れておかないと動きにくくなるんじゃないかというような気がします。袋への名前を書くことです。これやった当初は、かなりの人が守っていたんです。

やはり一つの抑止になりますので、何でもかんでも入れなくするためには名前を書く、これは非常に大事なことじゃないかなと思うんですが。

あとこれは、技術的な問題なんですが、行政の役割ということで、排出抑制、再使用、再生利用、3Rというんですか、リユース、リデュース、リサイクルと挙がっています。

この3つの並べ方がばらばらになっているんです。再使用が前に来たり、排出抑制が前に来たり、これあと文書としてずっと残りますので、ぜひ事務局と合議して統一してもらいたいと思います。

ここまでは、以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

よろしいですか。ちょっと次に、一番大事なポイントだと思っているんですけど、次に移らせて頂きたいと思います。次の検討項目の4の3、ページ数でいくと32ページになります。

このごみ処理の課題というところに記述がございます。だから、課題というのはもう減量化、抑制です。その抑制のために分別ということをしなきゃいけないということ。

それで、同時に資源化すればごみの量も減りますというストーリーになっています。

この中で、今一読されていると思うんですけども、何か追加したいという、あるいはこれはどうだろうかということがございましたら、お願いしたいと思うんですが。いかがでしょうか。

今、ここでは3町のごみ処理の課題というのがざっと書いています。今、スクリーンに出ていますように、3町のごみの課題がこういうふうずっと掲げられています。

今、うまくいっていない部分というのは改善していく必要があるわけですけど、かなり細かく書かれていると思うんですけど、不法投棄に関係して、住民サイドから見ると、その処理という立場で見ると、小型家電とか大型家電とか、そういったような処理についても、実は住民からは当然出てきていい話です。だから、農業用の産業廃棄物についても、そうだと思います。

それらが、まだぱっと見た感じでは、どこかなというのがわかりにくい部分があるかなと思います。

もう一つ、新しいのをする時に要求されているのが、災害の部分があります。

災害の部分は、この一番後ろにまとめてございますので、今僕はちょっと気になるのは、一般廃棄物だけいうと、この他の大きな大型家電とか、そういったのには手がつけられないんです。

ましてや、産業廃棄物も手がつけられないんです。これは、実は運営の仕方等の問題があって、ここもちょっと徳禮委員から、大崎町の事例をちょっとお話頂きたいんですけど、ちょっとこの取り扱いの一般廃棄物オンリーじゃなくて、ちょっと他のものもやるためには、どういう運営を考えなきゃいけないのか、どういう組織にせんにゃいかんのかという、そこをちょっとアドバイス頂きたいと思います。

○検討委員(徳禮 勝矢)

もう20年前の話ですけど、その当時の話をしますと、公設民営でやるのか、民設民営でやるのかという、それはもうコスト意識の問題です。行政で造る場合と民間事業者で造る場合、民間事業者のメリットは、産業廃棄物もできるんです。だから、行政施設は一般廃棄物に固定しますので、産業廃棄物の許可事業者にもなりますから、食品リサイクルの関係でいくと事業系含めて、工場系も全て取り扱えます。3町から出る事業系のももの、施設については、そういう許可権を持ちますので、あと災害に伴う火事とかを含めて、うちの場合も8・6災害とかいろいろありましたけど、そういうのを関連を含めて、一時的に災害でものについては、一般廃棄物とかという区別はなしに全て受け入れよ

うということで、そのために、埋立処分場は災害のストックヤードとして受け入れますので、全量受け入れると。そこには、公設の場合は、行政は受け入れることはできませんというチラシとか張り出すんですけど、我々の場合は、手数料を払えば、民間事業者ですからできますよと。タイヤとか、当然行政ができないものについても、ここについては、個別相談という形で受け入れをやっていきます。

それから、民間のメリットと公共のメリットというのがありますので、民間のデメリットは、住民からすれば、あの業者は信用できるのけという話になりますけど、そこはあくまでも民間がやるけど、お金の出どころは行政ですから、行政にはチェック機能というのがありますので、指定管理者制度もありますし、5年更新とか、PFIの場合は20年、30年という指定管理者制度もありますので、大崎町はPFIも鹿児島県の中で進んでやっている町でもありますので、我々も民間にできることは民間にというのが、町長の方針ですので、その方針に基づいて、ある程度は行政に対する不満を含めて意見を聞きます。その分のできる可能性のあるものについては、全て職員に対して命令が来ます。

全部調べると、徹底して調べると、できるものをノーと言うなど。できません、無理ですということじゃなくて、解決方法を含めて、全部調べなさいというのが、うちの町長の方針ですので、職員は営業的な活動もしますし、先ほどの北海道の話もありましたが、いろんなところに出向いていきます。

直轄で国の霞が関にも行きますし、そういう関係で、いろんなできないというんじゃなくて、できる方法でスタイルやりますので、家電についても、できる方向、この方向だったらできるんじゃないですかと、調べればいいという話だけの話です。最初から法律があるという、法律は解釈の問題ですから、そこをということで、大崎町はやっています。

○検討委員長(小原 幸三)

今は、壁を作って、もうこの範囲でやるというんじゃなくて、できるだけ要求のあることをできるようにする、できないというふうに言わないという大きな背景といいますか、考え方、それは非常に町としては大きいんじゃないか、行政としては大きいというふうに思います。そういうことですね。

成功事例の鍵ですね。京セラも何かそうだったというふうに聞いていますけど、今こういうことで、ごみ処理のその課題というのはいっぱい出てくると思います。だから、ここはいっぱい出てきて、それをできないというんじゃなくて、できる方向で検討するという、そういうような方向に持っていく答申にしたいというふうに考えます。他に何か。

○検討委員(酒匂 源宝)

これを今新設するで、ああたこうだやっていますけど、この新設するまでにこの時間があります。

その間に、今これダイオキシンが出た経緯がありますから、この間の対策はどう考えているのか、これが一番大事じゃないかなと。また、今度ダイオキシンが出たら、また目手久住民に対して、全部迷惑はかけますから、そのあれをその対策を早く考えてもらって、とりあえず焼却炉を1基でも新設してもらって、そして、安全な体制に作ってもらわないと、もうこれは。

○検討委員長(小原 幸三)

それは後ろの方で。

○検討委員(酒匂 源宝)

後ろの方でやるんだっいたらいいですが、それお願いします。

○検討委員長(小原 幸三)

それが最終的に重要なことなんで。

○検討委員(酒匂 源宝)

それを先にしないと、このごみの選別なんか、もうその後でいいんじゃないかなと思うんです。

○検討委員長(小原 幸三)

いや、これは一応答申のまとめですので、この段階を踏ませてください。

○検討委員(酒匂 源宝)

後でやるわけですね。

○検討委員長(小原 幸三)

ちょっとじゃあ先に急がさせてもらいたいと思うんですが、じゃあこの4の3のところは、そういう形で課題を入れ込んでいきます。この4の3のところは、そういう形で課題を入れ込んでいきます。

次の4の離島の特殊な課題というところです。今、次のページ、34。ここの中で、リサイクルを推進するということをせないかんわけです。その時に今、言えばできないというあれを言うのと似たような記述になってしまっていて、丸が3つありますね。回収した資源物が、運搬費が負担になると。

あるいは、この処分とかそういう経費が高くなると。要は、リサイクルを推進するんだけど、経費がかかるよというような話がかかっているんですけど、今民間への委託が困難になるところあるんですけど、この部分は、実はリサイクル法の中で、容器リサイクルで、出した人、元々出したのはその容器を使った人ですから、その人たちが処分しなきゃいけないというふうには法律はなっております。こここの部分が、実はちょっと実際にリサイクルをばんばんやっているところから見た時には、ちょっとここは違ふよというふうになってきます。

ちょっとこの点について、徳禮委員から、今1のこの記述は、この答申としては、何も考えなければ、それは確かに遠いから金にかかるんだけれども、これに対して国はどういう施策をして、どこでも平等にできるようにしているのかということ、ちょっとアドバイス頂きたいんですけど、リサイクル法の関係、マイクを使ってください。

○検討委員(徳禮 勝矢)

法律上は、処理費については入札なんです。処理費の中には、運搬費も当然入りますから、離島と本土の場合は、輸送コストについて、当然その処理費、コストは高くつきます。

高くつくけど、だからそこは、リサイクル協会との詰めなんです。だから、処理費については交付税の対象にもなりますから、そこをリサイクル協会と直接話し合いをして、再生事業者は何フィートのコンテナが、貨物船が来るかわかりませんが、輸送コストも大崎もそうなんですけど、陸の孤島なんです。高速が整備されない、20年前は輸送コストは高くつくということで、そう言われてたんですけど、リサイクル協会と話し合いをして、そこについては、いやもう上限が決まっていますよと、処理コストは決まっていますからということからスタートしたんです。

だから、高いというのはあるけど、それが1円高いのか、2円高いのか、それがという話なんです。

その分野の話ですから、そこはリサイクル協会と直接進めて、量と問題は質なんです。

入札制度ですから、処理費はランクづけ、プラスチックでも、食品残渣がたくさんついてて、評価基準というのがあって、AからDまであるんです。Aの上に特Aちゅうのがあるんですけど、大崎は特Aです。だから、評価基準なんです。Dランクの評価基準であれば、当然再生事業者は、価格を低く抑える。いやあ、普通のバイヤーと一緒にすよね。良いものと悪いものじゃあ、差がありますから、良いものであれば処理費は安いんです。良いものだと、次の手が要らないから。

そこは、あくまでもコスト意識という関係でいくと、そこは協議しないとイケないです。

良いものであればという話になりますから、そこは一概的にコストで、輸送コストがかかるとかいう話は適用しないんです。良いものであれば、十分事業可能だと。

それは、資源循環型社会の中に入ってきますよと。悪いものであれば、引き取り手がなくなる、それは農作物と全く一緒です。原料リサイクルですから、その観点でリサイクルを進めれば、全て回ります。生ごみもそうです。悪いものであれば、そこでストップです。

誰も買い手がつかないけど、良いものであればという話です。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。コストというのを考えた時、離島の置かれた状況から見れば、高くなるんだけれども、今言われたように、どうすればそのデメリットを克服できるかというのが、やっぱり質を高めるということですね。それには、前段の住民の皆さんとの協力であったり、システムの部分が出てくるかと思えます。

だから、ちょっとこの記述は、元気が出なくなるような記述になってるんですけど、リサイクルを進める上で、この中身、分別、それから洗浄、そういうのを加えて、それを誰がするかというのは、ちょっと置いておいて、そういう形でゴミ質を高めることで、マイナス部分を抑制していけるという部分があるんだよということを、ちょっとここに。

だから、我々はここでリサイクルをまともにやろうとすれば、協会、リサイクル推進の容器リサイクル

法の協会、そことのやりとりを必ず入れて、その情報をちょっとここに入れさせて頂きたいなというふうに思います。他に何かございますか。

○検討委員(松山 善太郎)

次の段になりますが、離島の限られた土地において、将来的なごみ処理施設というもの、用地確保が困難になってくる、その次まで、ごみ処理施設の建設において、島内利用者が少なくなってますが、この2つはどうかと思うんです。用地確保は困難になりませんし、小原先生御存じのとおり、天城も、伊仙も、徳之島町もちゃんと場所持っていますので、既に。

島内業者が少ないんじゃないじゃなくて、3町の場合、全くいないんですね、こういった50億単位の施設なんかをできるような人は。

○検討委員長(小原 幸三)

それは無理でしょうね。

○検討委員(松山 善太郎)

こちら辺を見ると、だからといって建設費が、負担が大きくなるものでもないし、いないからもうしょうがないということで、全部やってると思うんです。離島は全部、本土の業者が、後のページを見ても、全部、もちろん全部本土の業者ですよ。

そこはそこで、もうやむを得ないんじゃないかなと思います。申請時の条件も、沖縄とか奄美大島とか緩くなってますので、そういったことをやっぱり考慮されてるんだと思いますので、ここはあえて国にたてつくようなことはあんまりと思いますけど。

○検討委員長(小原 幸三)

はい。

○検討委員(樺田 和也)

今の松山委員のお話の中で、やはり離島だからじゃなくて、ここに至った原因は何だったのということですね。もう一度、やはり我々は確認する必要があるんじゃないかなと思うんです。

やはりそれをすることによって、いわゆる知識なりは、それなりに皆さんがしっかり持てば、維持管理というのは、コストは多分に抑えられると思います。もちろんこれから新設、どこでするかかわからないんですけど、それにしてもコンサルタント、この資料作ったのは三水さんが作ったんですかね、オンリーだと思えます。やっぱりどう、いわゆる視野を広げて、どういう形ですればコストが安く収まるのか。どういうところをきっちり我々は島民として確認すればいいのかという、いわゆる他力本願だけじゃなくて、自身で勉強しないとだめだと思えます。人任せにってしまうから、後々トラブルがあっ

た時に困るわけですから、そういうところをしっかりと、今までの経験を踏まえて何が問題だったのかというところを、いま一度しっかりと我々は確認する必要があると思うんです。

でなければ、また同じことが多分、私は起こると思います。

○検討委員長(小原 幸三)

今、(2)のところですね、この施設の建設や維持管理という観点で、離島の特殊性というのはどうそこを捉えるかということで、確かに人口の少ない領域ですが、でも人口の少ないというのは、先ほどの陸の孤島という言葉の中にも、あちこちあるわけです。

だから、逆に言えば、そこを閉じたらそうになってしまう。だから、情報という形でいろんなものを入れ込んでいけば、このデメリットの分をクリアできるという。ここの書き方の視点ですね、要はこういうマイナス面があるんだけど、こういうプラス面の光がちょっと見えているのをどうしていくかというのが、ちょっと中段のところに書き加えたんですけども、今、ごみ問題というところをやっているけれども、世界自然遺産といったような、こういったようなものは、どっちかというと他所にない、ここの光なんですよね。そういったようなものとの結びつきを生かした形で、ちょっといろんなものを入れ込んでいきたいんですけど、ちょっとこの建設とか維持管理というところで、こういう環境のキーワードというのをに入れていくというのは、手法という形になっていくだろうと思います。

そういう意味でここは書いてありますので、ちょっと文言は、ここ少し検討しますけれども、一応今出てきた御意見ということを入れて、要は外の情報をここの中につないでおけば、維持管理という点においても安定化できると。知らんままにしとくんじゃなくて、これはこうしたらいいよ、今回の研修という実情もそうだったと思うんですけど、だから、ここの部分も改善していく必要がある。

ちょっと消すというのは難しいと思いますけど、いかに改善していく視点を入れ込むかということが、大事なポイントかと思います。

だから、そういうところで、最後に書いてあるところが中期的なそういう計画ですね。

点検とかこういう計画、きちっとやって、メンテナンスの部分をきちっとやりなさいというのが、実は国から言われている長寿命化とか、そういうこととのつながりにもなっていきますので、そういう意味で、ここは記載をさせて頂きたいというふうに思います。政策的な取り組みのところも書いてありまして、ここの部分というのは、かなり重要な理念が入っています。

だから、ここはこういう部分を踏まえていきたいと思いますというところで、留めさせて頂きたいと思うんですが、これでもし何かありましたら、また後で事務局なり、自由に意見を言ってください。

それはまた、我々で検討させて頂きますので、ちょっと先に進めさせて頂きます。

じゃあ、ちょっと大きな6章のところです。ここが結構一番重たいところで、休憩……。

それなら、ちょっとトイレ休憩しましょう、5分間。

<休憩:午後3時10分>

<再開:午後3時20分>

○検討委員長(小原 幸三)

じゃあ、討議を続けさせて頂きたいと思います。先ほど、6章に入ろうというふうにお話ししたんですけども、6章の施設整備のこれに当たっては、どの補助事業を使うかということが必要になってきます。先に、8章のところ、施設整備の事業手段というところについて、ちょっとお願いしたい。

じゃあ、事務局でちょっとお願いします。

○指導主幹(佐平 勝秀)

65ページをお開き頂きたいと思います。実際、施設整備に関する話にこれから入っていくんですけども、まず、財源として活用できる補助金が、これらに書いております。

主に、既存の環境省が示す補助金制度がここに列記してありますが、特に補助金の割合とか、あと交付金の概要、そして、策定しなければいけない計画等々、こちらに書いております。

特にこの当地においては、離島ということもあり、補助率が本土と多少違うところもありますので、そこら辺も重点的に御説明をさせて頂きますが、72ページを見て頂いてよろしいでしょうか。

3番で2つのパターンを書いております。そもそも、この検討委員会を設置するに至った一つの理由としても、新設なのか基幹改良なのか、という大きなテーマが挙げられた中で、検討委員会を設置した一つの要因ともなっておりますが、一応事務局、そして委員長とも協議をしまして、この2局に分けてそれぞれ説明して頂きますが、この72ページをベースにして、先ほどの既存の事業、補助金内容も参考にしてちょっと御説明させて頂きます。

これについては、一応計画の概要等も含めて補足説明で三水コンサルタントさんに御説明の補助をして頂きますので、よろしく願い致します。

○三水コンサルタント(井上 靖喜)

それでは、まず65ページに戻る形になりますが、補助金制度の活用について御説明していきます。施設整備に当たりましては、ごみ処理施設の建設費の財源に充てることのできる補助制度があります。ごみ処理施設の新設及び改良につきましては、環境省が行っております循環型社会形成推進交付金が、一般的に広く活用されています。

廃棄物処理施設整備に係わる補助金制度に関する要件につきましては、制度を定めた交付金要項に基づき行われ、その取り扱いは交付取扱要領に沿って行われております。

その下に、交付要項の抜粋を書いております。第2の定義の2番目になりますが、まず交付対象事業としましては、67ページになります。別表1、こちらに掲げられている事業となっております。

交付対象の範囲につきましてはの詳細は、69ページから71ページに示してありますが、中には奄美群島のみ認められた事業もあります。この交付金の対象事業につきましては、施設の整備に対

するものだけではなくて、68ページにありますような表の18番に当たりますかね、施設整備に関する計画支援事業ということで、施設整備事業実施のために必要な調査や計画、測量や設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用についても交付金は出る形になっております。

続いて、65ページに戻りまして、3番、交付対象事業者につきましては、この事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用を行う、いわゆるPFIを実施する市町村となっております。

第3番になりますが、交付対象ですが、交付対象は人口5万人以上、または面積400キロ平米以上の地域となっておりますが、下に但し書きがありまして、奄美群島につきましては、この人口または面積の要件に関わらず対象となっております。

4番目に、交付期間なんですけど、こちらは概ね5年以内と記述されておりますが、まずは第1期で5年間の計画を出して、次に第2期でさらに5年という具合で、継続的に申し出ることもできます。

続いて、66ページになりますが、第5の交付限度額ですが、こちらは68ページに別表2とありますが、こちらの算定方法によって算出された額となります。主に補助率というのは、交付対象額の3分の1程度となっております、一部が2分の1の補助率となっております。

第8の地域計画の提出等ということで、この交付対象事業を実施しようとする市町村は、地域計画というものをも策定しまして、当該計画を環境大臣に提出しなければなりません。

地域計画の内容ですが、その下に書いてありますように、(1)地域の循環型社会を形成するための基本的な事項、アの対象地域やイ、計画期間、ウ、基本的な方向。

(2)循環型社会形成推進のための現状と目標、ア、一般廃棄物等の処理の現状、イ、一般廃棄物等の処理の目標ということで、ごみの排出抑制及びリサイクルの推進に関するその地域の目標を示す必要があります。

(3)番の施策の内容ですが、アの排出抑制・最小の推進、イ、処理体制、ウ、処理施設の整備、エ、施設整備に関する計画支援事業、オ、その他の政策ということで、ここのウの処理施設の整備では、施設の建設に関する理由として、建設理由も書かなきゃいけません。

現在、ちなみに国では、多額の資金を投じて建設されておりますごみ処理施設、こちらが他の公共施設の耐用年数と比較すると、必ずしも供用年数が十分に長いと言えないとされておりますため、既存のごみ処理施設に求められる性能の回復や、施設の長寿命化を図る、いわゆる基幹的整備改良の事業を国としては推奨しております。このため、現在の施設を長寿命化を図らずに、ごみ処理施設を更新するという理由を求められる可能性もあるのかなと思っております。

第9に、地域計画の事後評価ということで、この交付期間、5カ年となっております交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに環境大臣に報告しなければならないというふうになっております。

続いて、72ページですが、ちょっと補足するような形で説明加えていきます。

表の左側になります、まず新設なんですけど、ごみ焼却施設の場合、該当する事業項目としては、焼却施設、これは熱回収を行う施設として、奄美群島のみで認められている事業になりますが、そ

れとエネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収率10%以上、これは大体規模によって変わりますが、これぐらいのエネルギー回収率の施設を持たせて、ごみ処理施設を整備する、この2つの大きくメニューが考えられています。

交付対象としましては、新設に係わる費用、これは、先ほどの計画支援事業、調査や計画、設計なども含む費用です。

建設に関しまして、原則として用地費と敷地造成、搬入道路、あと建物、基礎や杭工事は除きますが、これらは交付の対象外というふうになります。先ほど御説明しましたように、その交付対象に対して3分の1ということになります。

事業の条件なんですが、建設地の取得がない場合は、新設ですが、受けられないというのは、具体的には、建設工事の発注する年度の前年度までに建設地を決定する必要があるということです。それと次に、災害廃棄物処理基本計画を策定要すると、これは、現在策定されているというふうに聞いております。

あと、ごみ処理広域化の検討ということで、もう既にこの愛ランドクリーンセンターは、県のごみ処理広域化計画に基づいて、3町で合同で処理を行っているということなので、既にこれは合致しているんですけど、こういう検討も必要だと。

あと、PFIの民間活用の検討、例えばPFIの可能性調査ということで、こちらの検討も求められております。あと、一般廃棄物会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化の検討、こちらも要件として検討することが求められております。

主な手続になりますが、交付金の手続として、まず地域計画の策定を行いまして、手続を行っていきます。その後、建設までの諸々の計画の策定や、求められている検討、調査業務、測量、地質調査、造成や道路の設計、環境影響調査、アセスメント等の実施、諸々含めて工事の発注・準備、あと工事の発注、工事完了という形の主な流れとなると思いますが、全体的な期間としましては、工事を含めて少なくとも8年以上になるのではなかろうかと考えられます。

計画設計とありますが、新設の場合、求められている、今の計画内容としましては、先ほど交付申請として必要な手続としてあります地域計画の策定。地域計画の策定につきましては、あくまで構成町、3町と連合さんの連名という形で提出することが必要になっていきます。

それと、各町村さんが、各町が作られております一般廃棄物処理基本計画、この計画との整合が必要だとなっております。ごみ処理基本計画と、その次に分別収集計画、こちらも書いておりますが、災害廃棄物処理計画の策定、これも各市町村さんで策定されているものだと思います。

あと、施設整備計画の策定、先ほど出ましたPFIの可能性調査や一般廃棄物処理会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化の検討、あと、実際の設計に必要な測量、地質調査、造成、道路設計、アセスメントの実施、あと工事発注の準備という具合で、計画設計として必要なものがわたって挙げられることができます。

先ほども、繰り返す形になりますが、循環型形成推進地域計画につきましては、構成町と連合が

連名で策定するという形になりまして、災害廃棄物処理基本計画につきましては、各自治体で作られるものだ。一般廃棄物処理会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化の検討についても、これは各市町村さんという形の管轄になるかと思えます。

先ほど、基幹改良事業ということで出まして、この表の右側に当たりますが、基幹改良につきましては、交付率が3分の1と2分の1とあります。2分の1につきましては、奄美群島のみで特別に認められる事業となっております。

この2つは、CO₂の排出削減の程度によって分けられておりまして、工事に伴って排出されるCO₂の量が3%相当以上のが削減されるものを3分の1、CO₂の量が20%削減できる効果を得られるという事業が2分の1という形になっております。

こちらの事業につきましては、交付対象の範囲は、CO₂の削減に寄与するもののみということで、CO₂の削減に寄与しない機械や設備の改良に関する費用は、対象外の扱いになっております。

事業の条件としましては、築25年未満の施設につきましては、事業後10年以上施設を稼働することということが条件になっております。主な手続としましては、地域計画は一緒ですが、長寿命化総合計画書というものを事前に策定しておく必要があります。工事の発注準備、工事の発注ということで、全体的な期間につきましては、整備工事を含めて概ね5年から6年ぐらい程度と考えられます。こちら、地域計画の策定につきましては、自治体さんと連名の連名で策定するという形になります。それと、先ほど申し上げました基幹改良につきましては、事前に長寿命化総合計画書の策定が必要になりまして、この中では施設の保全に関する計画と、新設と基幹改良を行った場合のごみ処理費用に関する比較検討も行う内容の計画となります。

大まかですが、以上で概略の御説明終わります。

○指導主幹(佐平 勝秀)

今、計画と、あと補助金関係についての説明がありましたけども、ひとつ皆さんに御検討頂きたい点が、新設に至っては、幅広く事業の活用ができるということではあるんですけども、いかに事業費がどれぐらいになるかという想定をした中で、事業対象交付金の対象になるものとならないものがあるということと、あと各種計画を策定しないといけないということ、環境アセスとか新設に至るまでのプロセスが結構ありますので、そこら辺の時間軸を皆さんで改めて確認して頂きたいなと思っています。現状、徳之島においては、天城町と伊仙町が、本日新設候補地としての候補の名が挙がりましたが、確定している段階においても、これらの過程が必要だということを御認識頂きたいなと思っています。

あと、基幹改良というところで、基幹的設備改良事業という事業が、国で示されているなかで、あえて新設を行うということに対して、しっかりと検証した中で新設を行うのかというところの過程も、やはり大事だということで、国においても一応このような形で、現状の施設を大幅に改良してやっていけるのではないかと、それを検討した上で新設をするのかというところの理由説明をすることが大事だ

ということであります。そこら辺もするんですけども、特にその前段階として、計画書を各種策定しないといけません。新設、基幹改良ともに、事業申請を行うためには、地域計画というのはまず作らないといけないということが1点、基幹改良においても、長寿命化総合計画というのが、策定が義務づけられているんですけども、これについては、先ほど説明があったように、新設及び基幹改良のライフサイクルコストということで、事業の比較検討もこの中でできるということと、今までのこの施設における保全状況とかそういったものを諸々改めてしっかりと精査して、まとめていくということも、この長寿命化計画の中には含まれているということで、この計画書を基幹改良するというありきではなくて、今後、国にあえて新設だったら新設を出すために、この比較検討もしっかりとしたというところをしっかりとするためには、この計画も必要ではないかとは思いますが、この件についても皆さんの方からちょっといろいろと御意見を伺いたいと思います。

あとは、またその内容に応じて、また皆さんにお伺いしたいと思いますので、以上が主なポイントとして御検討頂きたいなと思っております。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

今、大きな考え方、今、新設とこれまでの基幹的な設備改良という点、2つ出てきていて、それをどういうふうにするかということなんですけれども、最終的に全体を見ていった時に、両方をやっぱり考えて、計画であり、その中身、設備の中であつたり、今ここに概略的に示されているんですけども、我々がそれぞれ思っていることとちょっと違うかもしれないという部分が出てくるかと思えます。

それで、ちょっと確認であるんですけど、72ページの基幹改良のところ、25年未満の施設については10年以上のという記述があるんですけど、この25年というこれは、どの時点を意味しているというふうに理解したらいいですか。稼働するときに25年なんですか、それとも、これはもう申請時にという意味ですか。

○三水コンサルタント(井上 靖喜)

おっしゃるとおりだと思います。申請時、工事をやる際ということですね。

○検討委員長(小原 幸三)

そうすると、今47ページをちょっと見てください。ここにちょっと時間軸が書いてあって、今、47ページ、棒グラフが一番上にあります。全国のごみ処理施設の共用年数ということで、25年というのが確かにピークになっているんですよ。だから、そういう意味でそこを設定したという理解ができるんですけど、現在この施設は17年です。17年としましょう。

あと7、8年かかると25年になるわけです。どういう方法をとって計画を実施していった時に、25年という数字がもう一つ出てくるんですよ、新設とかいろいろやった時に。

これが、25年というこれを、現在は未満になりますから、当然そこで申請時ってなれば、もうこの

縛りが出てくると。この縛りは、基幹改良だと出てくるということをきちっとあれしとって。

この25年は、動き出す時じゃなくて、申請する時というふうに理解した方がいいと。

だから、十分に時間が経った施設については、むしろその対象ではないという捉え方をした方が
良いということですね。だから、普通はそうだとことです。

だから、それ以上に何かアピールする、大きく変えていく上の、CO₂対策とかそういったのに対し
て、大きな貢献を国に対してするものであれば、当然、国は話に乗ってくれるだろうという話になりま
す。という意味で、この新設については、今国が目指しているところに対して貢献するというような考
え方をしないといけないということですね。ということで、御意見をお願いします。どうぞ。

○検討委員(樺田 和也)

まずは、新設にするのか改良にするのかというところを議論した方がよろしいのでしょうか。

○検討委員長(小原 幸三)

まずこの2つの可能性があるということで考えて頂く、その方が良いと思います、議論をですね。

その上で、どちらということに収束していく必要はあろうかと思えます。

○検討委員(樺田 和也)

その上でちょっと、これ、三水さんがまとめて頂いた資料だと思うんですけど、現状の施設は、三
水さんはどのように御理解されているのかなと、要は、最終的にコストの問題なんです。

新設した時のコストと、改良するコストと、もちろんそこにはいろんな手続はしないとだめなんです
けど、いわゆる手続することによって、どちらのコストが収まるのかということになると思うんです。

いわゆるもう17年経った設備と、今の新しい新設の設備というのは、多分に違うと思うんです、技
術的な面でも。まず、いわゆる建物自身は触るのか触らないのか。いわゆる本体、いわゆる箱物で
すね。箱物は触らないで、中身だけでできるということでもないんじゃないかなと思うんです。

やはりあれだけの設備、中身を改修しようと思ったら、ほとんど僕から見たら、外ものを潰さない限
りは人海戦術になると思うんです。そこに新たなものをまた入れるとなると、結局そこに合わせたもの
にするのか、反対に多分にあちこち触らないとだめだと思うんです。

単純な表現しますと、わかりやすい表現しますと、家を増改築するというときに、外回りは触らない、
中身だけすると、そこに合わせたものを作らないとだめじゃないですか。

そうしたら、非常にやっぱり制限されると思うんです。外ものを触るとなると、これは構造躯体から
なりますから、いわゆる多額な費用が間違いなくかかるんですよ。

だから、この比較検討をするという中で、どこまでを想定、まず想定は多分していると思うんです
けど、そこが後でも質問はしようと思うんですけど、非常にコストが、本当皆さん、例えば自分の
お家、増改築するのと新築するのとどっちが安く上がるんだと。

もうコストの面があるんですけど、若干やはり新築の方がスムーズに行くケースもあるんです。だから、そういうところを含めた中での比較検討をするべきではないかなと。

○検討委員長(小原 幸三)

今の具体のところの話の中では、新設というのに対して別の、ここと違う別に新設するという考え方と、ここの中で隣接地において造っていく、あるいは、ここの中の用地を活用していくという考え方が出てきます。ただ、今日の今の議論しているこの資料の中で、対象に建物は入らないわけですよね。

それは、まず大きなポイントだと思います。それはもう入らないということは、もしそこに手をつけるのであれば、自前でやらないかんということになるわけです。まずそこが1つあります。

そして、用地等の部分のここも、実は対象外なんですよ。そういう形で。

ちょっと詳しく見ていくと、若干何か微妙な書き方のところもあるにはあるんですけど、まず大きにはそうだと思います。基幹改良のところは、交付対象というところが、かなり限定的に書かれていますから、やっぱりこれは、検討委員会の中で、どこまで進められるか、議論を進められるかということと、その次の委員会につなぐための準備としての位置づけもあろうかと思います。

だから、結論というよりも、こういうことをここまで検討して、現段階ではこうだというような形にせざるを得ないのかなというふうには、今のあれで思っています。

だから、数値を上げるというのは、結構厳しいと思うんです。事務局の。

○指導主幹(佐平 勝秀)

今の樺田委員のお話で、基幹改良の概要と新設の概要について、メリット、デメリットも含めてあるんですけども、ちょっとそれは別の章立てで御説明しようとしてたんですけども、ページでいうと48ページです。実際、基幹改良がどのような形で行われるか、どういったものがどういった形で整備することが可能なのかとか、新設においてもどういった形で可能なのかということで、ちょっと順序が逆転するんですけど、そこら辺をちょっと御説明させていただきますので、この資料を作るに当たって御協力頂きました、今の既存のメーカーである三菱日立パワーシステムズインダストリー様から、ちょっとこの48及び49ページをベースにして御説明をさせていただきますてもよろしいでしょうか。じゃあ、よろしくをお願いします。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

三菱日立の石井と申します。ちょっと座ったままで御説明させていただきます。

48ページ、49ページの2枚の資料なんですけれども、今まで私どもも委員会、ずっと出席させて頂いて、特にこういう新設、基幹改良・延命化という形で詳しく説明したこと一度もなかったもので、皆様に勉強して頂く意味も含めて整理させていただきました。

先ほど、三水コンサルタント様が説明した交付金についての説明をもう少し具体化したというよう

な感覚で見ればなというふうに考えております。

ここでは、新設炉の建設のケースと基幹改良、これは現施設が19トン8時間の炉が2基あります。

2基全体を基幹改良・延命化したケースと、基幹改良後1基だけを延命化したケース、これは、ごみ量を今現状、年間6,000トンのごみを処理するということを減量化して、これ、もう少し前のページに具体的な減量化の目標が書かれているんですけども、4,000トンまで減量化をするというような目標が書かれております。それに従ってということで、新設のケースで4,000トンを年間ごみ処理をするといった場合は、1日15トンの処理能力がある施設相当になるというような検討でございます。その隣にある2炉実施のケースでは、今までどおり6,000トンが処理できるまま2炉実施するということで、ごみ処理能力としては現状のままの38トン、十分な規模の施設だということでございます。

一方、1炉のケースでは、減量化をした後の1炉だけと、延命化をして、もう1基は整備して予備量として残すというような考え方で、設備規模計画ということで設定をしております。

その下の施設規模等のところの下にちょっと書かれておるんですけども、新設のケースの施設規模等のところで、①、②、③というふうに書いてございますけれども、今言いましたように、リサイクル推進後のごみ処理能力4,000トン、パーネンということで設定して、小型化をすることでできるだけ建設費用を抑えるというような考え方で、これ、規模算定については、こういった算定式がございますので、これに基づいて15トンという数値を割り出しております。

それから、運用といたしましては8時間運転、これは特に離島では、災害時に島外にごみを持ち出せないということも踏まえて、通常日中運転で、もし災害が起きてごみがふえた場合は、夜間等で処理ができるようにするというような観点も含めて8時間運転とされている事例が多々ございます。

そういったところで15トン、8時間ということで、今、仮定をしたというところでございます。

それから、延命化では、先ほど言いましたように2炉のケースと1炉のケース、これは、2炉でも1炉でも基幹改良の交付金事業のQ&Aマニュアルというのがある中で、どういう形でも実施は可能ということで記載がありましたので、それに従って設定をしております。

それから、その下の段で、ちょっと模式的な絵で、各方式の改良・新設内容ということで比較してございますけれども、新設につきましては、当然、用地の造成から搬入道路、それから電力、給排水等のインフラ等の新たな整備等が、ピンクで網かけしていますけれども、敷地全体について整備する必要があるという形でございます。

それから、基幹改良・延命化につきましては、リサイクルが併設されておりますけれども、こちらの要修繕というところもあります。1炉のケース、2炉のケースということで、従来ある建物を活用して、1号炉、2号炉を整備していくというような考え方でございます。

樺田様から、ちょっと御質問がありました建物の工事の時の施工方法なんですけれども、私ども過去に3地点、こういった延命化工事、実施しておりますけれども、こちらでの工事を行う場合に、建物をどういった形で開口して工事をしていくのかというと、具体的には煙突側の壁の面の数メートル一面を、ALCの壁を開口して、そこから、そこをちょっと仮設でシャッター的なものを置くんです

けれども、バグフィルターを解体して、その次に空気予熱器、ガス冷却と焼却炉まで解体して、中を空にしたら、そこに天井にホイストをつりながら、そこから新しいものを順次奥から搬入して入れていくというようなやり方を、実績的にも3施設やっているの、そういうやり方で、建物のほとんどは解体せずに施工ができると。そういうことで、実際次のページに書いてあるような工事費についても、工事業者に現場調査をさせて、そういったやり方の工事費でできるということを積算して、お出しさせて頂いているというような数値となっております。

ちょっと一番、この1ページ目の下の表なんですけれども、それぞれ良いところ、悪いところあるんですけれども、新設の場合は15トン規模ということで、全国的に見れば、15トン規模ですから1炉というような構成になるというようなことで、災害ごみとかいろいろなことを考えると、あとは年1回の定修で停める、こういったことを考えると、ごみピットなどはかなり長期間保管できるような容量を確保しておく必要がある。それから、小型炉になると、処理規模が小さくなるので、ダイオキシンとか灰中の未燃の熱灼減量というんですけれども、そういった規制が緩くなってしまうというようなことで、これらは現施設より緩くなるというのは、非常に好ましくないと思いますので、その辺の配慮をぜひとも検討頂いて、次のページに実績例の金額を書いて頂きますけれども、連合さんでしっかりと、広域連合というか、3町で本来、本当にすべき施設の見積もりをプラントメーカーからしっかりとって頂くということが必要ではないかなというふうに考えております。

基幹改良では、ここに網かけして赤く塗ってあるようなところを更新して延命化をするということで、主たる機械のほぼ全てとは言わないんですけれども、新しく更新してしまうということで、新設並みの性能と保障すべきCO₂削減率を確保していくというようなやり方を行います。

これは、過去に3施設実施済みの実績がございますので、それらに基づいて設定した内容でございます。

次のページ、ちょっと説明させて頂きたいと思います。事業費の検討ということで、並べて書いてございます。新設建設のケースにつきましては、本来しっかりとした見積もりをとって、それで事業費を算出すべきなんですけれども、今、内容が決定していないということで、離島のプラントの事例7件を、直近のプラント7件を挙げまして、これらの施設規模と建設費、これは、実際に発注された金額、消費税込みですが、これを施設規模で割って建設単価をはじいたと。

これを15トン8時間で換算しますと、40億強になってくるというような形ですので、先ほどのごみピットとかいろいろなことも踏まえて、しっかりと見積もりするべきではないかなと、安くするためにはそういったことも配慮すべきではないかというふうに考えてございます。

あと、プラントの新設工事に関して、この下に40億と付帯費用として、プラント新設までの現炉維持修繕費用だとか、用地造成、インフラ整備等々が概算で書かれています。

これは、広域連合さんのこの施設の造成費だとか、そういうのをお聞きしてまず入れさせて頂いたということで、これも実際の敷地条件等からはじいていく必要があるというようなところでございます。あと、その他ということで、リサイクル施設を新たに併設して新設したケースということで、これも、

こちらのリサイクル施設、1日の処理量が紙、ペットボトル、粗大ごみで、13トン5時間の施設規模でございます。本来、これをさらに拡大していくということになるんだと思うんですけども、13トン5時間の全国のリサイクル施設での発注実績から、この13トン5時間の単価で見ますと、約22億弱の建設費がかかっていると。これは、建物も含めてという形になりますけれども、そういった事業費が発生するということですので、これは、あくまでも推定になってしまうので、しっかりとした条件を定めてお見積もりをして頂くことが必要かなというふうに考えております。

それから、基幹改良につきましては、2炉のケース、1炉のケースということで、先ほどのような形で解体工事を行った場合、2炉全てを実施する場合の全体事業としては、34億8,000万という形で見積もりを提出させて頂いております。それから、基幹改良を行うまでの付帯費用として、1炉のダイオキシン対策、それから、コンサルタントさんの設計費用だとかは、工事期間中の運転人件費だとかというのを足すのと、現施設のリサイクル施設の延命整備、増設ということで、これも推定で出しているんですけども、約6億2,000万ということで、同じような形で2炉、1炉というふうに見ますと総額で43億、ないし1炉のケースでは約30億といったような数値になってございます。

概略の工事工程につきましては、先ほど交付金のところで御説明がありましたような形で、大体新設で7年程度、基幹改良で5、6年といった期間というふうに考えてございます。

あと、付帯のリサイクル施設のところで、書かせて頂いてますけど、こちらについてはリサイクルの方法だとか、そういったことがこれから具体的に進められると思うのですが、その辺よく御検討されて具体化されていくことを望むところです。ここは、あくまでもちょっと参考ですけども、新設であれば、現在の粗大ごみ、不燃ごみ、缶、瓶、それから古紙、それからプラスチック、そういったもの、それと生ごみをどうするかということも含めて、この施設としてどうするのかということ踏まえて検討する必要があるかなというふうに考えております。

延命化の場合は、現施設を活用するというのであれば、現施設の粗大ごみ、缶、瓶はありますので、これらを整備することと、古紙、それからペットボトル、容リプラ等の圧縮梱包で島外へ輸送するといったところの整備を行う形で、対応ができるのではないかなというふうに考えてございます。

あと、最後にメリット、デメリットということで書いてございますけれども、概ねの説明をさせて頂いておりますので、ちょっと割愛したいと思いますけども、中身の中で御質問等ありましたら、お答えさせて頂きたいと思います。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○指導主幹(佐平 勝秀)

以上が、新設及び基幹改良に関する比較検討となりますけども、特に事業費の検討については、赤枠で括ってありますけども、これが全て補助対象になるというわけではありません。

もちろん先ほどの、冒頭の補助金の活用というところでありましたとおり、主にプラントに関する事業費は、離島であれば主に3分の1の補助率で国の補助があるということで、それ以外の部分については、そこに注釈書きしているとおり、単独事業費となっております、もう完全に自主財源、もしくは

は起債とかそういったものを活用しながらしないといけないところも加味しながら、今後検討して頂きたいなと思っております。事業工程におきましても、新設ケースにおいては、用地決定というところの項目がありますが、仮にこれが決定していて、さらに住民の同意を得ていたとしても、2年目以降のものについては、どうしても事業申請をする上で、しっかりと環境省に届け出をしないといけないというところもありますので、こちらもお含み置き頂きたいと思います。

あともう一点、当局として一番検討しなければいけないのは、この工程に行き着くまでの対応です。実際、2年前に基幹改良という方向性を示して、住民説明会を行った中で、ちょっと行政の対応が後手に回ってしまって、それは連合長からも御説明がありましたけども、それまでの対応、行政としてどうしていくかということも、一つの課題として捉えておりますので、そこら辺も含めて皆さんでちょっとまた御意見等を頂ければと思います。よろしくお願ひします。

○検討委員長(小原 幸三)

今、詳しく御説明頂いたところですけども、要は、ちょっと今の話の中で、リサイクルを重視して、ごみ減量化とかそういったのも行うわけですけど、その規模が小さくなった時に、燃焼という、燃やして安全なガスにするというところの効率が悪くなるために、ダイオキシンの量が増えるということをちょっと御説明頂いたんですけど、この規制の中で現在、これガスの部分ですよ、煙突からの。

それが、今は1ナノグラムです、ここは。でも、実際は1ナノぎりぎり出ているというわけではなくて、かなり低いレベルですよ。ちょっとここで皆さんに、法規制の中の、それが5ナノですよ、確か。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

ごみ処理量が、1時間当たり2トンを下回るものは5ナノグラムまで許される。

○検討委員長(小原 幸三)

ですよ。その5ナノという、いけば守らなきゃならない基準値なんです。

だから、今の5倍というのが基準値に、国では設定されていますということの情報共有です。

それに対して、実質、実際はそれを、そういう施設を運転されてる人たちは、平均的にどれくらいのレベルで実績がありますか。それ、低いと思うんですけど。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

こういった6施設で、新しい施設は、やはり0.何がしという10分の1以下レベルのダイオキシンの数値で運転はされていると思います。

○検討委員長(小原 幸三)

ですよ。だから、今ちょっといろんなところで、上限の数値が頭に入るんですけど、これは現在の

国の基準の設定であって、これは、そのうちもっと下げられるはずです。

だから、今はその基準値よりも10分の1、こども大体そうですね、そういう基準値の10分の1ぐらいの運転を目指すというのが、こういうメーカーさんの立場だろうというふうに理解しているんですけども。だから、この数字が上がるけれども、実際は10分の1ぐらい、1を切る状態で運転していますよということを、ちょっとお含み置き頂きたいと思います。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

やはり、私どもで注意しなきゃいけないというのは、こういう新しい施設でも、数年経つまでの間の整備だとか、運転管理だとかがきちんとされないと、どうしてもそういった問題が起りかねないし、5ナノまでだったら問題ないというふうにされてしまうことが問題であって、今回も今年の3月に4.8という数字が厳然と出てて、それを対策して良くなりました。

だけど、そういうことが起り得るといえることがあるので、実際に広域連合さんで、新しい施設を検討される場合は、5ナノという規制値は国の基準であって、自主規制として1にするとか、そういった対策をするべきではないかということをお願いしたいということです。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。今のこの点は、ちょっと協定とか、今、行政とやりとりをする中で基準値を決めようというお話とつながっていることです。だから、実際は10分1ぐらいを目指しているところもありますし、新たな基準を自分たちで作っていくという、非常に積極的なことなんです。

だから、それもこれからの仕事だろうというふうに思います。今ここで、だから、どこまでどういうふうにやっていくかという話ですけども、今出されたこの資料構成というのは、2つの案を対比しています。そして、その中でどういう経費がかかってくるか、そしてそれに対してどこが補助対象になっていくか、そういった情報がここに出されています。

だから、後これを議論していくのを、もうちょっとわかりやすく個別にやっていかないと、要は見積もりを依頼するというのがいずれ出てくるんですけども、そこに向けての作業が必要ですよということです。それはまだ、ここではできていません。

だから、大きく見て、新設ということに対して、行政、住民は何を考えて、どういう判断材料の项目的なものを挙げていくかということが、この資料から出てくるということですね。

だから、意外とその条件がありますよということです。CO₂の削減というのは、余りここで議論したことないですよ。数式が出ています。そういったのも考えなきゃいけないと。

でも、それはクリアしないと、申請対象、受け付けてもらえないということです。

CO₂対策の点についてはどうでしょうか。メーカーさんでは、例えば、今のこの中で、大体実績があるということは、それができたということですよ。そういう理解からした時に……。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

一応、現施設の運転状況から仮定して、3%削減ができるというのは、数値上で試算していますので、3%に対しては達成可能というのは、数値的に裏づけは可能でございます。

○検討委員長(小原 幸三)

あと、皆さんやっぱり経費を見るとびっくりされると思うんですけど、だから、この経費の部分のところ、どういうふう小さくしていくためには、リサイクルの部分であったり、要はコスト形成のところからいくと、やっぱり焼却炉は大きいですよ。だけど、その付帯の設備ということも結構かかっている。

このプラントの工事費とか、ここの内訳を見ていった時に、確かに比率はあるんだけど、これだけかかるんだったら、やっぱり島全体として経費を削減していくためには、何を考えなきゃいけないかということ、やっぱりみんなで共有しないといかんだろうというふうに思います。

じゃあ、どうぞ。

○検討委員(酒匂 源宝)

さっきも言いかけたんですが、メーカーさんの新設するに至っての金額は専門に任せて、今、天城と伊仙が申請する手を挙げているわけですから、それはもう金額的なものは出た時に話を検討するべきじゃないかなと。

まずは、今後できるまでにどうするのか。住民としても、この前も青年や農家からあったんですが、ダイオキシンが出たということで、私たち畜産農家だと、農家として本当に今心配だと、不安だと、マスコミにも出て。そういう状況の中にあるというのだけはわかってもらわないと、だから、そういうのも出てるわけですから、そういうのもここに出してもらってしないといけないんじゃないかなと。

本当に早く手を打っていかないと、もうダイオキシンが出てるわけですから、ダイオキシンが出たと騒いでるわけですから、だから、その対策をまずやって欲しい。

それだけ、ぜひどこにする、新設するの問題よりも、まずは地元を大事にしてもらわないと、住民の人たちに心配をかけないように。また、隣接している面縄地区もありますし、そういうことをまず最重点に、早急にして頂きたい。それだけは、ぜひお願いします。

○検討委員長(小原 幸三)

わかりました。それは、ちょっと今日用意した資料があります。それで、ちょっとその前に……、ちょっと待ってくださいね。

○検討委員(松山 善太郎)

伊仙町が新設ということになった以上は、延命化はもうないものと思います。

せっかくこれだけいろいろ工夫して頑張ってもらってるのに、書類作った側としては大変残念なこ

とではないかと思えます。

それで、新設の場合なんですけど、与論島をやっているアクトリーさんというのが、非常に単価が安いんですが、これは何か特別変わった機械なのかどうかというのが一つ。

リサイクル施設の新設、発注というので22億ほどかかっていますが、これはぜひ13トンの5時間じゃなかったらいけないのかというのが一つ。これが、例えば今の単価の計算でいいますと、そこにある単価掛ける15トンですよ。この13トンが6トンであれば、この21億が10億になるもんかどうか、こちら辺。

○検討委員長(小原 幸三)

お願いします。

○三菱日立パワーシステムズ・インダストリー株式会社(石井 修平)

まず、リサイクルの新設の発注実績なんですけれども、実はリサイクル施設というのが、リサイクル施設は建物も交付対象になるものなので、建物は交付対象になるので、かなり立派なものを入れながら、リサイクル施設を住民の啓発施設とか、そういうのも含めて、建物の中に入れて交付対象にして建設しているということなので、建物を大きく簡略化して、機械設備に特化して建設するような形をとれば、リサイクル施設の建設費というのは大幅に下がると思えます。

ですから、処理規模をきちんと把握して、プラント設備だとか、例えば選別とかいろんなエリアをきちっとして、啓発施設とかその辺はどこまで要するのかということをよく吟味した上で、使うことを主体に建物の設計をして見積もりをとれば、多分安くできるかなと。

あと、これ41億というプラントの新設工事を算出しておりますけれども、実際に現在建設して、発注されているこういう41億の工事費のうち、大体2分の1の金額が土木建築工事費なんです。

プラント工事費は、その半分ぐらいで、その半分に対して3分の1が補助金対象になってくるみたいな形なので、実際新設した場合、41億の半分の3分の1ですから、7億ぐらいしか補助金として出てこなくて、いかにこれも建築工事をどうやって合理的にするかというところを御検討されれば、多分建設費は下がってくる。

私、アクトリーの与論島の実際のプラントはまだ見ていないんですけれども、公表されている発注仕様書、建設工事の発注仕様書だとか、あとはアクトリーさんの公表されている写真とかいろいろネット上で見れるんですけれども、それを見る限りでは、1炉で建設費は非常に、建物はかなり合理的に抑えられているので、そういった建て方が、多分この建設単価を安くしているのではないかなというふうに思っています。ただ、それは、実際に中身をきちっと見てるわけではないので、それと、安く造れば、本当にこういう離島で、塩害だとか台風だとかの耐食による耐食性だとか、そういう形で本当にこれから20年とか30年使っていくものができるのかということも、3町さん、連合さんの中で見て、本当に必要な設備の見積もりはとるべきじゃないかなというふうに思っております。

この程度しかちょっとお答えできなくて、申し訳ありませんけれども、そういうことと考えます。

○検討委員長(小原 幸三)

資料のここの中でも、アクトリーという会社3件ほど出て、大分違いますので、その中身があるかというふうに推察できると思います。それで、時間が大分差し迫っておりまして、今日の今議論して頂いているところが8章のところと、6章の3、整備方法の比較というところも踏み込みました。それで、一応8章のところについては、一応国で決まっているものについての説明ということで、これで了解して頂くということによろしいでしょうか。

今、6の3、整備方法のところまでちょっと説明しましたので、ここまでを本日の議題でやったということにさせて頂きたいと思います。それで、今、酒匂委員から出ました件につきましては、こういう資料が配付されていると思うんですが、これは事務局でちょっと、ダイオキシン対策をどういうふうにクリアして、どんな状況にあるかということの説明してもらいたいと思います。

じゃあ、お願いします。

○総括主任(間 藤剛)

間です。ダイオキシンの発生抑制について、昨年9月に排ガス測定、そして焼却飛灰等の採取を行いまして、1号炉につきましては、排ガス中のダイオキシン濃度が0.05ナノグラム、2号炉につきましては、0.085ナノグラムという数字を出ています。基準値が1です。

焼却飛灰につきましては、1.5ナノグラム、そして、焼却炉の下から出てくる燃えがらについては、0.026ナノグラムとなっています。この灰に関しては、基準が3ナノグラムです。

ここまで低減できたことについては、書いてあるとおり、一酸化炭素濃度を安定させるために、ごみピットでごみを攪拌して焼却炉に送る、ごみの安定供給が可能となり、一酸化炭素濃度が低減が図られたということが、大きな要因だと思います。

一番最後から1枚目、2枚目のグラフを見て頂ければわかると思うんですけど、これが去年の9月27日に行いました2号炉の測定時の一酸化炭素濃度の数字です。

グラフの一番上の横の線が、一酸化炭素濃度の500ppmのレンジなんですけども、そこまで到達してるピークが3本ほど出てるんですけども、最後のグラフを見て頂きますと、これが10本近く出ている状態です。この一酸化炭素の濃度を下げることによって、ダイオキシンの発生を今抑えている状況です。また、あと2番目に、炉内温度を確認しながら、適正な空気量の設定、またはごみの供給量の設定をすることが、運転操作に取り入れて行っているところです。

これにつきましては、昨年、メーカーさんから運転指導を頂いたものと、また、こちらにメーカーさんから運転教育ということで、3カ月行った結果が出ているものと考えております。

以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

ダイオキシンの測定、定期的に行っているというのは、年1回じゃなくてという、それは。

○総括主任(間 藤剛)

あと、焼却飛灰の分析につきましては、目手久の方立ち会いのもと、今、2回行ってます。

また、今年3月まで、あと数回行う予定にしております。

○検討委員長(小原 幸三)

やってるということですね。それで、大切なのは、目手久の皆さんに、今ここに出ているこの数値等も報告するということで、住民の皆さんに、やっぱり安全にやっていますよということを報告することが大事だということ、今、そういう現状だということです。酒匂委員、よろしいですか。

そしたら、事務局。

○指導主幹(佐平 勝秀)

今、間総括主任のあれで、補足なんですけども、令和2年度におきましては、過去2年度にわたって住民説明会を行いました。その中で、情報公開等、基準値に対する共有、遵守ができていのかどうかというところを、いろいろと御指摘を頂いたり、御提案を頂いたりした中で、令和2年度においても、今、明確にどういった形で対策をするかというのは、まだ予算的なものもありますので、明言はちょっと差し控えさせていただきますが、何らかの形で住民の皆さんの安全・安心を担保できるような形で対策は打っていきたいと思っておりますので、またその時は議会を通じて、関係予算等の議決を頂いた中で、お示しできたらなと思っておりますので、御理解を頂ければと思います。

○検討委員長(小原 幸三)

確認なんですけど、今日まだやろうとしたことで、次回に回そうというのと、今日の分で若干残ってる分もあります。それで、6章の3は、もう今日終了したということで、1、2、4、5、6というのを次回検討の課題とさせていただきます。それから、7章の部分、そして今、事業のスケジュール等の把握というのは、現在のこれが済んでからになりましたので、9章もそういう形になります。

それから、大事な10章の部分も、今日、2つの自治体から回答が出ていますので、それを候補地の選定の中にきちっと入れ込んだ文章を作った上で、次回議論するという形にさせていただきます。

この事業方式、それから災害等のこれは、もう既成のできたものをこの中に置いてありますので、この分についてはどうしますか。

○指導主幹(佐平 勝秀)

11の事業方式の検討、12章の災害時におけるごみ処理については、これ事務手続の段階で、今、あくまでも災害においては廃棄物、災害棄物の処理に関する計画を徳之島3町で今策定中ということでお伺いしてはいますが、それが策定された後に、次年度以降、広域としてもどういった役割を担うかというのを確認しつつ、また3町と一緒に、災害廃棄物の対策を講じていきたいと思っております。

これについて、特別今、広域として何かしらを進めている契約、企画等はありませんので、これについてはまた各町各委員のお住まいの各地域の自治体で、また災害廃棄物の計画が策定された暁には、また御確認頂ければと思います。一応ここには、災害棄物に関する定義とか、関係のシステム、サイクル等を書いてありますので、これは御参考程度に頂きたいと思っております。

そして、事業方式の検討につきましては、すみません、これも先ほどいろいろ議論の中で上がりましたが、公設公営が良いのか、民設民営が良いのかとか、それぞれその施設所有、資金調達、設計、運営、撤去に至るまでパターン化をしてる部分があります。

これについても、あくまでもこういった方式を進めると、こういった形になりますよという概要の御説明となっておりますので、これについては、実際に施設整備に関する事業が一つずつ固まっていった中で、この件も改めてどういった方式で事業発注するかというところで話をしていけないので、今検討委員会では、こういった事業方式がありますよということを御認識頂きたいなということで、これも、御参考程度に取り扱いをして頂ければと思いますので、皆さんの御理解を頂きたいと思っております。

○検討委員長(小原 幸三)

ありがとうございます。それで、大きな流れというのが、ほぼ確定していきつつあると思うんですけども、最終的にやっぱりこの答申の中身、住民の皆さんの意見であったり、あるいは委員の皆様のコメントという、意見とかというのをきちっと入れていきたいと。

だから、住民との問題、非常に大事なんだけど、今、委員の皆さんを通してしか、この場ではそこは把握できません。この目次の最後の補足資料というところを入れようとしておまして、そこで皆さんにちょっとお願いしたいことがあります。それをちょっと事務局から。

○指導主幹(佐平 勝秀)

この過去の2年間を委員の皆様にご協力頂いて、検討委員会を取りまとめるに向かって進んでおりますが、いずれにしてもこの基本構想に対する委員各位の御意見等もあるかと思っております。

あくまでもこの構想は、住民の皆様に対して御理解と御協力を頂いて、行政と住民、事業者、それぞれ一体となって進めていかないといけない一つの構想でありますので、今回2年間にわたって携わって頂いた委員の皆さんのコメントというのは、またちょっとこちらで郵送をして、また6回目の

検討委員会始まるまでに、少し御意見を書面で頂きたいなと思っております。

これについては、後日こちらから委員各位に、一つのテーマを設けて皆さんにお示しますので、御回答を頂ければと思います。

次に、廃棄物処理に係わる徳之島3町の集落の意見ということで、徳之島3町、特に市街地及び高齢化が進んでいる集落等があって、いろいろと収集から処理に至るまでの課題が、各地域によってそれぞれあると思います。

川上委員からもありましたけども、そういった廃棄物を捨てるまでの過程を、どのような形で皆さんが考えているかとか、また住民の皆さんが、どういった意見があるかというのをちょっと酌み取ってきたいと思っておりますので、これについては広域から3町の環境行政主管課に、ちょっとまたこれもテーマを設けてこういった形で、聞き取りをお願いしますということでしていきたいと思っております。

これについても、御協力を頂きたいと思っております。

そして、3点目に、不法投棄に関する件です。これについては、西目手久の美山区長から、この検討委員会始まる前から、いろいろと問題提起されてきました。

ここに廃棄されるべきものが、山間部で発見されたり、いろいろとやっています。

また、世界自然遺産登録も間近に控えて、不法投棄に関する問題については、根本的に解決していかないといけない課題だと受け止めておりまして、これについても徳之島3町に、実際にもう不法投棄に対する対策を打っていると思いますけども、これはちょっと行政間の聞き取りをして、頂けるのであれば写真も頂いたり、現状を頂いた中で、この構想の中に盛り込まさせて頂きたいなと思っておりますので、以上3点を御理解と御協力を頂いた中で盛り込まさせて頂きたいなと思っております。以上です。

○検討委員長(小原 幸三)

少しお手数をおかけしますが、御意見を、思っておられることを書いて頂いて、それをまたまとめさせて頂くというふうにさせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

じゃあ、本日は……。 (発言する者あり)わかりました。今日のスケジュールの中で、もうスケジュール、御了承頂きましたので、一番下に書いてある次回検討委員会の開催日及び答申日の決定というのは、これはもう議論する、予め頂きましたので、もうここは割愛させて頂きます。

それでは、保久事務局長にお願いします。これで、審議は閉じさせて頂きます。

(発言する者あり)はい、次回の委員会、最終回。

○指導主幹(佐平 勝秀)

2月は、ちょっと予定が3町長とれなくて、3月の8日ということでさせて頂いております。

もう3月の8日が、6回ということでさせて頂きたいと思っております。

○事務局長(保久 幸仁)

小原委員長、進行どうもありがとうございました。検討委員の皆さんにおかれましても、長時間にわたり白熱した議論、どうもありがとうございました。

それでは、検討委員会の最後、閉会の挨拶を松山副委員長、よろしくお願い致します。

○検討委員(松山 善太郎)

長時間にわたり、本当に御苦労さまでございました。だんだん金額も出てきましたし、場所も目手久なのか、天城なのか、出てきましたし、あとは、私、一応天城町の議会を代表して来ておりますので、3月に中間報告でうちの町長に6月までに出せと、受けるか受けないか。

ちょっと待ってくれと、猶予をくださいと、7月まででした。もうこれじゃあとても間に合わんから、12月まで待ってくれということ、その間、集落を全部回って、座談会で説明会を持ってあります。

区長会でも話しております。婦人会、いわゆる女性団体とも話しております。

その他諸々の会合で、天城で受けざるを得ないような状態ですけど、どうですかということで、我々議会も後押しをしまして、14名全員署名をして、委員長に出してございます。

14名全部で納得のうちの天城でございますので、これはどうなるか、あとは3町長の多分話し合いになると思いますので、初めから予定されていたことではあります。

もう見せかけじゃないなどこれは。どっちみち最後は、町長が決めるんじゃないのと。

大体そういった雰囲気になってきましたが、それも致し方ないと思います。

次が最後ですので、気合いを入れて、金額等また検討したいと思います。

69億は、ちょっと高すぎるんじゃないかという気がしますので、そこら辺やっぱりもうちょっとお互いしっかり検討して、与論とか喜界とか、あちこちのを参考にしながら、なるべく安くでかかるように頑張ってみたいと思います。今日は本当に御苦労さまでした。

○指導主幹(佐平 勝秀)

1点申し遅れました。会議資料については、今日配付した資料を6回目そのまま使いますので、なくさないようよろしくお願い致します。以上です。

○事務局長(保久 幸仁)

それでは、以上をもちまして、第5回徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会のほうを終了致します。お疲れさまでした。

<閉会:午後4時45分>

令和2年1月20日

議事録署名 徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備基本構想策定検討委員会

委員長 小原 幸三

事務局長 保久 幸仁